福岡医療短期大学の現状と課題
2018-2019 年度

令和２年１２月

福岡医療短期大学

はじめに

福岡医療短期大学
学長　田口　智章

福岡医療短期大学は歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成し、医療・保健・福祉に寄与することを理念とし、常に教育改善を行うことによって、社会に有用な専門職業人の育成を行っている。

現代日本は世界のどの国も経験していない少子高齢社会に入っており、この間、短期大学数は最多時の半数近くまで、学生数は 1/3 近くまで減少し、短期大学が 18 歳人口の減少による影響を最も大きく受けていることが、文部科学省の統計資料にも示されている。本学においても入学定員の確保は大学存続の根幹に関わる課題として様々な改善努力を講じている。特に、教育の改善は学生が意欲を持って学び、教員が意欲を持って働き、もって地域社会から信頼される魅力ある大学となるために、必須のものである。

地域社会から活力をもらい、地域社会とともに発展することを役割とする本学にとって、地域の力をどのように教育に反映できるかは、今後の本学の発展を左右するキーファクターである。本学が置かれている現状を正確に捉え、個別課題を明確にすることは問題解決に必然のプロセスであり、本冊子は問題解決を進める上で貴重な資料であることは言うまでもない。今後、抽出した課題を着実に解決し、大学としての信頼を高めていくことが、地域の信頼をより強固にし、本学の教育の質変換をもたらすものと考える。

自己点検・評価委員会で取りまとめられた今回の報告書は、令和 3 年度の認証評価受審を見据えて作成し、現状把握・課題抽出を行った。前回までの報告書と違う点は、自己点検・評価委員会委員を増員し、委員会に作業部会を設置することにより全教職員が一丸となって作成に取り組んだ点であり、短大全体の改善に対する意識の高まりであろう。現状把握・課題抽出による改善策の検討と実施は PDCA を回す最も大きな駆動力となるものであり、今年度の自己・点検評価活動の大きな目標が改善策の検討・実施であることを示している。今後も PDCA による教育改善を常に行う体制を持続し、社会から更に信頼される大学となるよう歩んでいきたい。

最後に、本冊子作成作業の中心となって時間を割いて努力された自己点検・評価委員会委員各位並びにそれぞれの基準について自己点検・評価委員会委員とともに積極的に作成作業に参加していただいた教職員の皆様に厚く感謝するとともに、学内外の関係者の皆様のご助言・ご批判をいただき、この冊子が今後の本学発展の大きな礎となることを願っている。

様式 2ー目次

目次

自己点検・評価報告書.....1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....4
2. 自己点検・評価の組織と活動.....12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....15
［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］.....15
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］.....18
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］.....22
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....28
［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］.....28
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］.....39
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....53
［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］.....53
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］.....60
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］.....65
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］.....68
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....80
［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］.....80
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］.....83
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］.....86

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

学校法人福岡学園は、昭和 47 年 7 月 27 日に学校法人福岡歯科学園の寄附行為が認可され、昭和 48 年 2 月福岡歯科大学附属病院が、同年 4 月 1 日に福岡歯科大学が開設された事に始まり、その沿革は下記の通りである。

＜学校法人の沿革＞

昭和 47 年 7 月	学校法人福岡歯科学園寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可
昭和 48 年 2 月	福岡歯科大学病院開設
昭和 48 年 4 月	福岡歯科大学開学
昭和 55 年 11 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校設置認可
昭和 56 年 4 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
昭和 60 年 3 月	福岡歯科大学大学院設置認可
昭和 60 年 4 月	福岡歯科大学大学院開学
平成 8 年 10 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校の福岡医療福祉専門学校への校名変更及び同校の社会福祉専門課程設置認可
平成 8 年 12 月	福岡医療短期大学設置認可
平成 9 年 3 月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程募集停止
平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学開学、福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 2 月	福岡医療福祉専門学校歯科衛生専門課程廃止認可
平成 11 年 4 月	福岡医療短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 11 年 12 月	福岡医療短期大学保健福祉学科設置認可
平成 12 年 1 月	福岡医療福祉専門学校社会福祉専門課程募集停止
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設
平成 14 年 1 月	福岡医療福祉専門学校廃止認可
平成 14 年 8 月	介護老人保健施設（サンシャイン　シティ）開設
平成 15 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科３年制教育課程へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 1 月	病院名を福岡歯科大学医科歯科総合病院に改称
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構の認可をえて、学士（口腔保健学）の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	法人名を福岡学園に変更認可
平成 23 年 11 月	福岡歯科大学口腔医療センター開設認可
平成 23 年 12 月	福岡歯科大学口腔医療センター開設
平成 25 年 4 月	福岡歯科大学歯学部歯学科を口腔歯学部口腔歯学科に名称変更
平成 27 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により特例適用専攻科として認定

平成 28 年 8 月	福岡看護大学設置認可
平成 29 年 4 月	福岡看護大学開学
平成 29 年 8 月	ぺんぎん保育園開園
平成 31 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科令和 2 年度学生募集停止決定
令和 2 年 9 月	福岡歯科大学医科歯科総合病院新病院開院

＜短期大学の沿革＞

昭和 56 年 4 月	福岡歯科大学附属歯科衛生専門学校開校
平成 9 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科開学（上記歯科衛生専門学校が短期大学へ改組転換） 福岡医療福祉専門学校開校
平成 11 年 4 月	専攻科歯科衛生学専攻開設
平成 12 年 4 月	福岡医療短期大学保健福祉学科開設（上記医療福祉専門学校を改組転換）
平成 15 年 4 月	歯科衛生学科 3 年制へ移行
平成 16 年 7 月	人事考課制度導入
平成 17 年 4 月	教員の任期制導入
平成 20 年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会により適格認定
平成 20 年 4 月	大学評価・学位授与機構の認可を得て学士（口腔保健学）の専攻科として認定
平成 23 年 6 月	学校法人名を福岡学園に変更認可
平成 27 年 3 月	一般財団法人短期大学基準協会により適格認定
平成 27 年 4 月	福岡医療短期大学歯科衛生学科の専攻科が大学評価・学位授与機構により特例適用専攻科として認定
平成 31 年 3 月	福岡医療短期大学保健福祉学科令和 2 年度学生募集停止決定

（2）学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和２年５月１日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
福岡歯科大学	福岡市早良区田村２丁目 15－１	120, *96	696	582
福岡歯科大学大学院		18	72	41
福岡看護大学		100	400	431
福岡医療短期大学		80	280	186
福岡医療短期大学 歯科衛生学科専攻科口腔保健衛生学		20	20	23

＊令和２年度より 96 名に変更

（3）学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和２年５月１日現在

①学校法人組織図

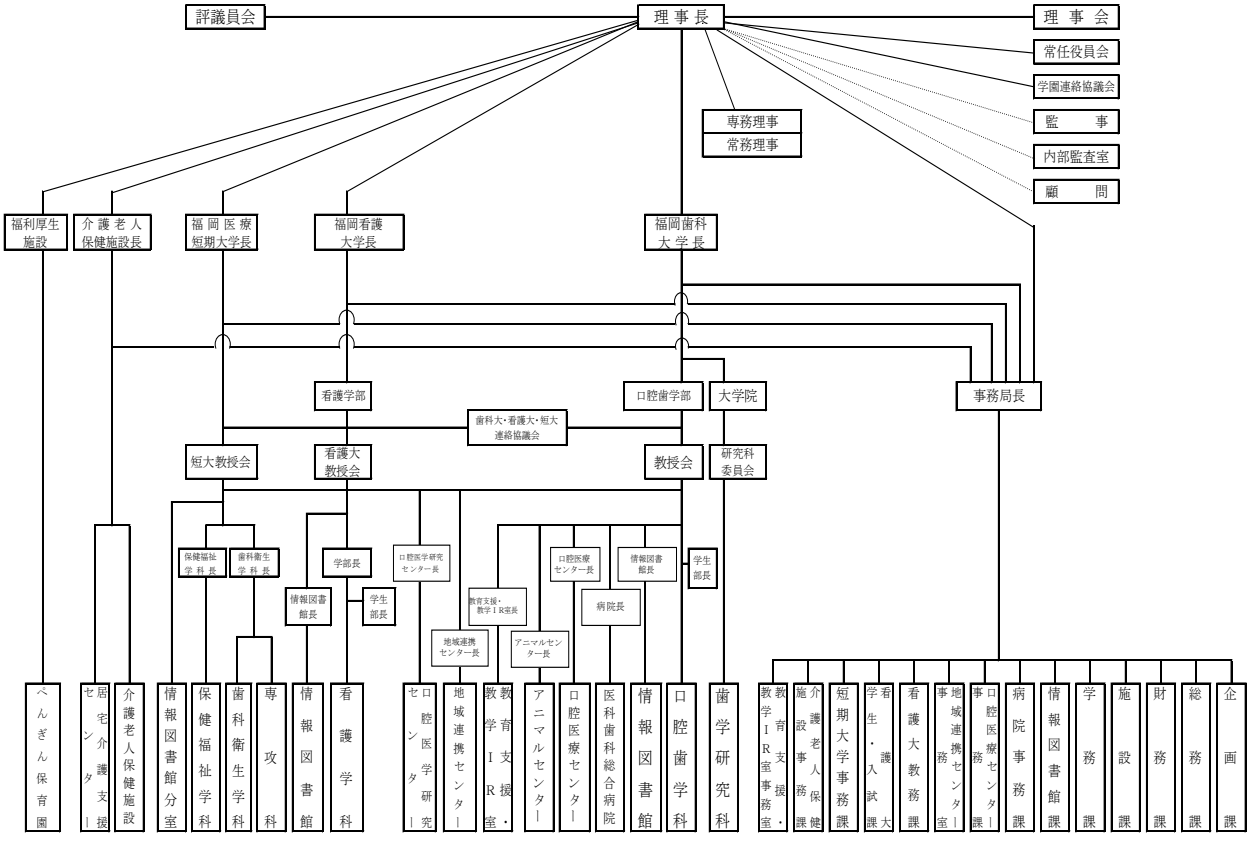

②短期大学組織図

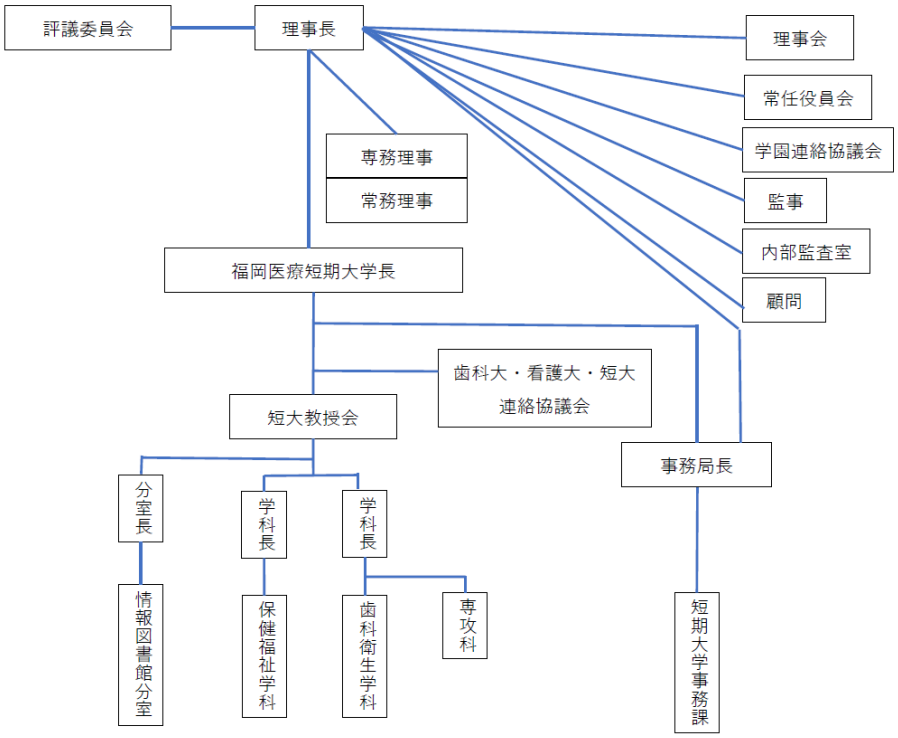

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■　立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

福岡市は福岡県の県庁所在地で、東区、博多区、中央区、城南区、南区、早良区、西区の 7 区で構成された政令指定都市である。本学は、福岡市の 7 区の中で最も広い早良区にあり、福岡市の中心部から西南方向に約 15km の場所に位置している。交通のアクセスについては、福岡市の中心部にある天神地区からは地下鉄七隈線で「天神南駅」から「次郎丸駅」まで約 22 分である。西鉄バスでは天神から本学に近い「次郎丸団地」まで約 35 分、その後徒歩で 8 分である。また、博多駅からは、西鉄バスで「博多駅前」から地下鉄七隈線「薬院駅」まで、「薬院駅」から「次郎丸駅」までの乗り換えで約 27 分、あるいは地下鉄空港線で「博多駅」から「天神」と地下鉄七隈線「天神南駅」から「次郎丸駅」まで地下鉄の乗り継ぎで約 35 分と良好である。

福岡市は、九州地方において最大の人口規模を有する都市である。福岡市を母都市とする福岡都市圏は都市雇用圏として全国第 5 位の人口を擁し、北九州市（北九州都市圏）とともに形成する北九州・福岡大都市圏は都市単位の経済規模において日本の 4 大都市圏に数えられる。福岡市の主要産業は第三次産業であり、国の出先機関や全国企業の支社などが数多く設置されたことで、九州地方における中枢管理都市として発展している。福岡市の人口は昭和 50 年に 100 万都市となってからも年々増加し、令和 2 年 5 月現在で約 160 万人を擁しており、さらに、福岡市を母都市とする福岡都市圏の人口は約 250 万人である。また、人口に占める学生の割合は大都市中でも常に上位を占めている。

■　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

①過去の実績と未来の予測

過去 5 年間の入学者数については、専攻科を除く定員 120 人（歯科衛生学科 80 人、保健福祉学科 40 人〈専攻科口腔保健衛生学専攻 20 人〉）に対し、定員未充足が続いている。また、学科別に見ると、歯科衛生学科は充足率 7 割～8 割を推移しているが、保健福祉学科は、平成 30、令和元年度の平均充足率が 2 割にまで落ち込み、令和 2 年度の学生募集停止を平成 31 年 3 月に決定した。

②学生の出身地別人数及び割合（専攻科を除く）※令和 2 年度より歯科衛生学科のみ

地 域	平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
福岡県	52	60.47	57	68.67	72	80.89	41	66.13	32	68.08
佐賀県	6	6.98	4	4.82	3	3.37	1	1.61	2	4.26
長崎県	4	4.65	4	4.82	2	2.25	2	3.23	2	4.26
熊本県	2	2.33	1	1.21	0	0	1	1.61	0	0
大分県	4	4.65	1	1.21	2	2.25	3	4.84	2	4.26
宮崎県	4	4.65	3	3.61	2	2.25	3	4.84	3	6.38
鹿児島県	1	1.16	2	2.41	2	2.25	3	4.84	4	8.51
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	3.49	3	3.61	4	4.49	1	1.61	2	4.26
その他	10	11.62	8	9.64	2	2.25	7	11.29	0	0
合 計	86	100	83	100	89	100	62	100	47	100

［注］

□　短期大学の実態に即して地域を区分してください。

□　この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

■　地域社会のニーズ

平成 29 年 10 月 1 日現在、福岡県の歯科診療所の数は 3,094 で、平成 29 年 7 月に厚生労働省から発表された「平成 28 年度衛生行政報告例の概況」による福岡県内で働いている歯科衛生士の数は 6,109 人で全国 4 位となっており、歯科診療所当たりの歯科衛生士は約 2 人と少なく、地域社会における歯科衛生士のニーズはかなり高いものとなっている。

また、福岡市の高齢者人口は、令和元年 10 月 1 日現在で 65 歳以上が約 33 万人（高齢化率 21.6%）、75 歳以上が約 16 万人（10.4%）で、年々増加傾向にあり、地域社会において口腔介護のできる歯科衛生士のニーズはこれからも高くなると予想される。

■　地域社会の産業の状況

福岡県の農業は耕地面積の 79%が水田で、「夢つくし」などのブランド米があるが、作付面積が多いのは、むしろ種苗・苗木、野菜、果実、花などで、いちごの「あまおう」や「博多万能ねぎ」など全国的にも有名なブランドがある。林業においては、県土面積の 45%を占める山林が水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能を有している。全国有数の林産物としてタケノコ、ブナシメジ、エノキタケなどがあり、さらに工業は、鉄鋼（八幡製鉄）、石炭（三池炭鉱など）から出発し、発展してきたが、近年は自動車関連産業等の加工組立型産業の立地が進んでいる。また、商業は、九州全域を市場とした卸売業を中心に発展しており、卸売業の年間販売額は全国第 4 位、九州全体の 5 割を占めている。

福岡市の産業は第一次産業、第二次産業ともあまり発展してはおらず、第三次産業の占める割合が非常に大きい。第三次産業は市内総生産額、事業者数、従業者数のすべてにおいて約 90%を占めている。いずれの割合も政令指定都市としては最も高い水準にあり、大都市の中でも第三次産業のシェアが極めて高い都市であることを示している。特に卸売・小売業とサービス業は、それぞれ市内総生産の約 4 分の 1 を占めている。このため商業・サービス業中心の大都市としての色合いが強く出ている。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

（5）短期大学の情報の公表について

■ 令和 2（2020）年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu1.html
2	卒業認定・学位授与の方針	福岡医療短期大学ホームページ（3 つの方針） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
3	教育課程編成・実施の方針	福岡医療短期大学ホームページ（3 つの方針） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
4	入学者受入れの方針	福岡医療短期大学ホームページ（3 つの方針） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html
5	教育研究上の基本組織に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/入学者数・収容定員、在籍者等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std3.html 福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/卒業・修了者数、進学者数、就職者数等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std4.html
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/授業計画、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準等） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std5.html
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu3.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報/授業料、入学料その他の大学が徴収する費用） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu4.html

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/修学上の情報等/学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/std/std6.html

② 学校法人の財務情報の公開について

事　項	公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/教育研究上の基礎的な情報 /寄附行為） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html 福岡医療短期大学ホームページ（情報公開/財務情報/事業計画・報告） http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html 福岡医療短期大学ホームページ(情報公開/教育研究上の基礎的な情報/役員名簿・報酬等) http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/edu/edu7_2.html 学校法人福岡学園役員名簿 学校法人福岡学園役職の報酬及び費用弁償等に関する規程 学校法人福岡学園役職に対する退職慰労金に関する規則

（6）公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

「福岡医療短期大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」、「福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」、「福岡医療短期大学競争的資金等調査委員会規則」、「福岡医療短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則」及び下図のような管理組織により適正に管理している。

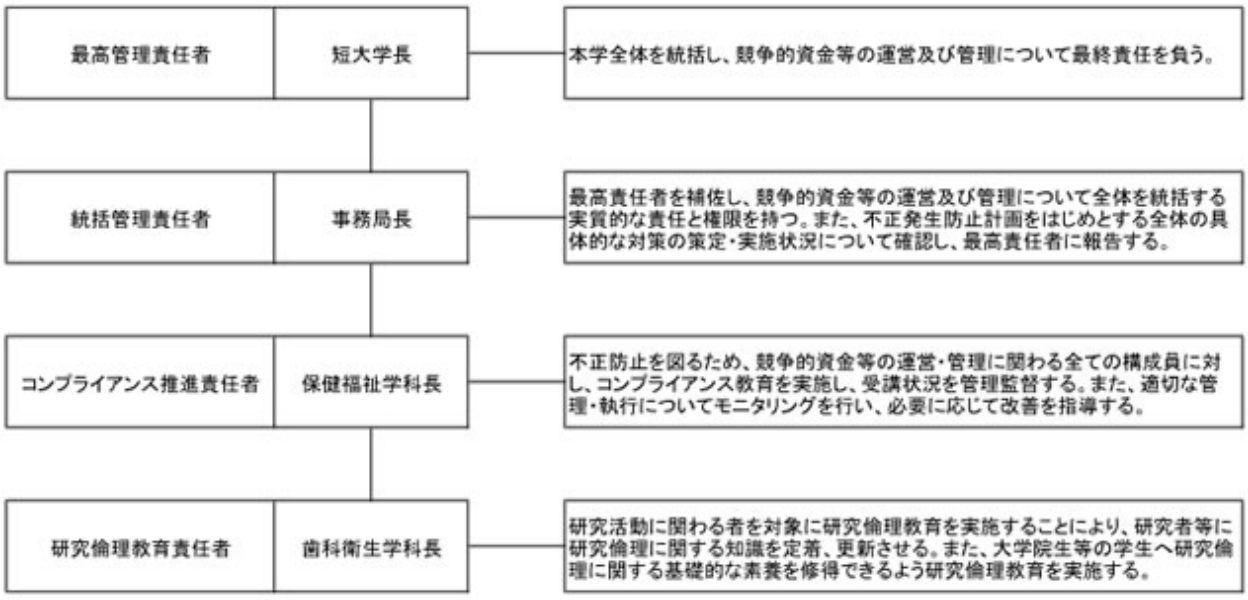

また、令和元年度科学研究費助成金については、「令和元年度科学研究費助成事業（補助金分・基金化分）執行要領」を作成し、適正に運営管理している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

福岡医療短期大学は、自己点検・評価委員会を中心に、全教員が各基準を担当し、定期的に自己点検・評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科現状と課題」を作成している。作成した自己点検・評価報告書は、全学で検討後、最終的に理事長の承認を得て完成し、理事会まで報告後、ホームページにて公表している。委員会の構成員は、学長を委員長とし、その他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検・評価委員会規則に基づき、次の 12 名から構成されており、その事務は短大事務課が行っている。

■ 自己点検・評価委員会

委員長　田口　智章　学長
委　員　松尾　忠行　歯科衛生学科教授（ALO）
　　堀部　晴美　歯科衛生学科長
　　古野みはる　保健福祉学科長
　　末松美保子　保健福祉学科教授
　　泉　喜和子　歯科衛生学科教授
　　貴島　聡子　歯科衛生学科講師
　　石井　綾子　歯科衛生学科講師
　　秋竹　　純　保健福祉学科講師
　　中園　栄里　保健福祉学科講師
　　灘吉　祥恵　短大事務課長
　　赤坂竜之介　短大事務課長補佐

自己点検・評価報告書作成担当者
基礎資料：松尾　忠行　灘吉　祥恵　赤坂竜之介
基　準Ⅰ：古野みはる　中園　栄里
基　準Ⅱ：堀部　晴美　末松美保子　秋竹　　純
　　黒木まどか　南　レイラ　川尻　　望
基　準Ⅲ：泉　喜和子　貴島　聡子　石井　綾子
　　力丸　哲也　後藤加寿子　齊田　直樹　森　沙耶香
基　準Ⅳ：田口　智章　短大事務課　学校法人福岡学園企画課

■ 自己点検・評価の組織図

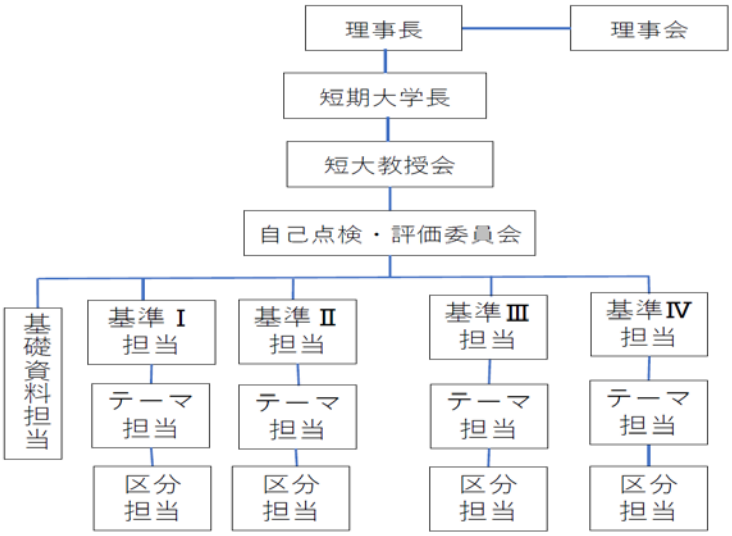

■　組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、「自己点検・評価に関する規則」を平成17年に「自己点検・評価規則」に改正後、自己評価に関する本学学則の一部を改正し、自己点検・評価等の実施体制を整備した。また、令和2年6月に令和3年度の第三者評価に向けて、評価基準に沿った適切な自己点検・評価を実施すべく、「自己点検・評価規則」を改正し、規則名も「自己点検・評価委員会規則」に変更し、事務職員2名の委員追加を行った。本学の自己点検・評価委員会は短大学長を委員長とし、学科長を含む12名の教職員で構成されており、委員会が中心となって自己点検・評価報告書作成に係る方向性の検討、実施体制の検討、報告書の執筆分担およびブラッシュアップ、資料の収集と確認など全ての事項について、全学的に展開し活動している。

自己点検・評価委員会は、学務・FD委員会、就業力支援委員会及び教学支援・教学IR委員会と連携し、「授業評価アンケート」を本学両学科の単位認定されているすべての科目について前・後期末の授業終了後に実施し、その集計結果をホームページに公開、科目担当教員にフィードバックを行い、次年度以降の担当授業の教育改善に役立てている。また、学生IR調査、卒後追跡調査（卒業生・就職先）、課外学修時間調査及び卒業年次アンケート調査等を実施し、学修成果の検証に努めている。これらの結果等を基に、定期的に「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題）を作成し、完成後は理事長の承認を得て、ホームページにて学内外に公表している。また、平成19、26年度には第三者評価を受審し「適格認定」を受けた。

自己点検・評価報告書完成までの活動記録

時　期	活動内容
平成 29 年 6 月	・ALO 等決定
令和 2 年 6 月	・令和 3 年度認証評価受審に向けて「自己点検・評価規則」を内容と併せて規則名も「自己点検・評価委員会規則」に改正 ・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）作成及び令和 3 年度認証評価受審のロードマップを作成 ・各基準作業部会の担当者決定 ・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）作成開始 ・各基準の資料の確認（令和 3 年度認証評価受審用同時進行）
令和 2 年 7 月	・令和 3 年度認証評価申込
令和 2 年 9 月	・令和 3 年度認証評価 ALO 対象説明会動画視聴 ・令和 3 年度受審用資料の確認と学内周知
令和 2 年 9 月	・令和 3 年度認証評価受審決定
令和 2 年 9 月 上旬	・「自己点検・評価報告書」（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）の素案を各基準作業部会より提出
令和 2 年 10 月 上旬～中旬	・各基準の提出資料、備付資料確認後ナンバリング ・素案記載事項チェック後加除修正
令和 2 年 10 月	・各基準担当者による担当外基準相互チェック

下旬	
令和 2 年 10 月 下旬～11 月下 旬	・各基準リーダーによる全体チェック ・チェック後加除修正
令和 2 年 12 月 上旬	・自己点検・評価委員による最終確認
令和 2 年 12 月 中旬	・自己点検・評価委員会開催 ・自己点検・評価報告書（福岡医療短期大学現状と課題 2018-2019）完成
令和 3 年 1 月 上旬～中旬	・教授会提出 ・理事長及び理事会報告後、ホームページにて公表

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式5－基準Ⅰ

［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

【提出資料】

1-①～⑤. 平成31年度（2019年度）学生の栞・シラバス
2-①. 2020年度大学案内
2-②. 2019年度大学案内
3-①. 令和2年度入学試験要項
3-②. 平成31年度入学試験要項
4. ウェブサイト「建学の精神」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/spirit/index.html

【備付資料】

1. 福岡歯科大学40周年史
2. 学園記念日式典次第
3. 社会福祉法人学而会特別養護老人ホーム サンシャインプラザ・サンシャインセンター協定書
4. 福岡医療短期大学と明倫短期大学との大学間交流に関する協定書
5. 福岡医療短期大学と久留米信愛女学院短期大学との大学間交流に関する協定書（現久留米信愛短期大学）
6. 福岡医療短期大学と福岡市歯科医師会の連携に関する協定書
7. 株式会社モリタと福岡医療短期大学との人的支援等に関する協定書
8. 福岡医療短期大学とティーアンドケー株式会社との包括的連携に関する協定書
9. 福岡医療短期大学と都市再生機構九州支社との連携協力に関する協定書
10. ウェブサイト「情報公開・国際交流・社会貢献等の概要」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/other.html
11. 公開講座リーフレット
12. 地域公開講座リーフレット
13. 口腔介護スキルアップ講座リーフレット
14. おしゃべりっく会実施報告書
15. かふぇ もりのいえリーフレット
16. 科目等履修生名簿
17. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書
18. 平成30年度私立大学研究ブランディング事業報告書

備付資料-規程集148. 4-001福岡医療短期大学学則

［区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

(2)　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
(3)　建学の精神を学内外に表明している。
(4)　建学の精神を学内において共有している。
(5)　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

福岡医療短期大学は、医療・福祉の高度化・多様化を背景として、その「建学の精神」を「歯科衛生学、保健福祉学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科衛生士、介護福祉士を養成し、保健福祉に貢献すると共に、歯科衛生学、保健福祉学の進展に寄与する」と明確に定めている（提出-1～4)。

同時に、医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育に関する「教育の理念」を「教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与する」と定め、学則第 1 条に謳っている（備付-規程集 148)。教育基本法第八十三条に定める大学の目的としての「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させること」に合致しており、これからの医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる本学の教育基盤として確立されている。

学内における建学の精神と教育の理念の周知を目的に、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には各年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに学生の栞・シラバス（授業要綱）や大学案内、入学試験要項、ホームページへの掲載（提出-1～4）および学生や来学者の目に触れやすい場所（1 階学生ホール掲示板）に建学の精神等を掲示することにより、学内および学外への周知と理解を図っている。こうした取り組みを通して、学生だけでなく教職員全体でも建学の精神を共有している。

平成 28 年度に策定した第三次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神を本学の教育改革の礎として、これからも理解を深める必要があるため、平成 29 年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
(2)　地域・社会の地方公共団体、企業（等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
(3)　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

福岡医療短期大学では、地域の健康増進や卒業生などの生涯学習に貢献するため、公開講座や社会人の学び直し講座を定期的に開催している。公開講座は、平成 13 年度より毎年開催している（備付-11)。その内容は、公開講座委員会にて企画し、講師の選定を行っている。本学専任教員が中心となって講師を務め、学外講師も招聘し実施している。平成 29 年度には、私立大学研究ブランディング事業に選定され、その活動の一環として新たに平成 29 年度から地域住民対象の「地域公開講座」を行っている（備付-12)。

社会人の学び直し講座として、平成 21 年度から毎年、「口腔介護スキルアップ講座」を行っている（備付-13)。内容については、就業力支援員会にて内容や講師を決定している。令和元年度までの受講修了者は 339 名（歯科衛生士・歯科助手 320 名、歯科医師 19 名）である。

本学は、本学の入学資格（福岡医療短期大学学則第 19 条）を有する者であれば、授業科目の科目等履修生の受入れを可能にしている。平成 30 年度は 4 名であった（備付-16)。平成 29 年度に選定された私立大学研究ブランディング事業として、歯科衛生学科専攻科学生が主体となり、「地域公開ゼミ」を地域住民に公開している。平成 31 年度は２回開催しており、延べ 62 名参加した（備付-17,18)。

自治体、大学等と積極的に協定を締結し、広く交流、連携を行うとともに、教職員・学生の研究を地元企業に活用する協定も企業と締結している。福岡市歯科医師会（備付-6）とは、「口腔介護スキルアップ講座」の講師派遣や歯科衛生学科の特別講演を行う協定を結んでいる。平成 28 年度に株式会社モリタ（備付-7）と提携し、研究や地域貢献等に関して人的支援等に関する協定を結んでいる。また令和元年度にティーアンドケー株式会社（備付-8）とデータサイエンスに関する協定を締結し、情報処理のデータの提供や講義を行う予定である。

ボランティア活動では、福岡市早良区田新町親和会老人クラブの自治会活動である「おしゃべりっく会」（備付-14）からの依頼に基づき、「話題提供」の形式で講師としてサロン活動に参加している。また田村公民館および社会福祉法人学而会との連携活動として、地域交流を目的としたコミュニティカフェ「かふぇ　もりのいえ」(備付-15)において、教職員と学生がボランティア活動を行っている。保健福祉学科では、赤い羽根募金活動、クリーンアップ活動、地下鉄乗車マナー向上キャンペーンボランティアに参加している。さらに災害時ボランティア活動として、平成 28 年の熊本地震の際、歯科衛生学科の教員が被災地での歯科医療支援を行った。このように全力を挙げて地域社会に貢献し、地域に愛される大学づくりを目指して活動している。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神は教育基盤として確立されているが、平成 28 年度に策定した第三次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神はこれからも本学の教育改革の礎として理解が深められるべきである。そのため、教育課程やシラバスに反映されるよう教育活動を推進していく努力が必要である。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

基準Ⅰ-A-1 の現状で記述した通り、建学の精神について、入学直後のオリエンテーション、各年度初めのオリエンテーションにおいて説明、学生の栞・シラバス（授業要綱）への掲載、目に触れやすい場所に建学の精神等の掲示等を行うことにより、学内および学外への周知と理解を図っている。こうした取り組みを通して、学生だけでなく教職員全体でも建学の精神を共有している。

第三次中期構想に基づき、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、平成 29 年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞

【提出資料】

1-①～⑤．平成 31 年度（2019 年度）学生の栞・シラバス
2-①．2020 年度大学案内
2-②．2019 年度大学案内
5．学則
6．ウェブサイト「医療短大紹介・学則」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/pdf/jcolgakusoku2019.pdf
7．ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html
8．ウェブサイト「情報公開・修学状の情報等」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
9．ウェブサイト「福岡医療短期大学３つのポリシー」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html

【備付資料】

19．卒業生アンケート結果
20．就職先アンケート結果
21．インターンシップ先（開業歯科医院含）調査
22．3 つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料
備付資料-規程集 177．4-049 福岡短期大学アセスメントポリシー

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
(2)　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
(3)　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

本学の教育目的は、「建学の精神」に基づいた「教育の理念」の中で明確に示されており、広く医療・保健・福祉に携わる有用な人材教育の基本理念として学則第１条に謳っている。教育目標は、「教育の理念」に基づき作成された歯科衛生学科および保健福祉学科のディプロマ・ポリシーにおいて「目指すべき人物像」として、明確に示されている（提出-1-①～⑤,2)。

教育目的・目標を学内外への表明については、「教育の理念」を学生の栞・シラバス（授業要綱）の冒頭に明記、大学案内、入学試験要項、ホームページに掲載し、学内外に公表するとともに、その目的を達成するための具体的な到達目標であるディプロマ・ポリシーも併せて公表している。学生に対しては、各年度初めのオリエンテーションで周知している。

教育目的・目標に基づく人材養成についてはディプロマ・ポリシーを具体的な到達指標として取り組んでいる。また、その具体的方法である教育内容についてはカリキュラム・ポリシーおよび教育課程により構成されている。本学では、人材養成が地域・社会の要請に応えているかを確認するため、インターンシップ先へのアンケート調査（備付-21）を毎年行い、その意見を次年度以降の授業内容に反映させている。卒業生を対象とした卒後追跡アンケート調査、卒業生を採用している就職先に対するアンケート調査（備付-19,20）などを行い、レベルの設定や成果について確認し、教育改善に活用している。また、自己点検・評価委員会においてディプロマ・ポリシーによる到達指標の設定が地域・社会の要請にこたえ、さらに卒業生がその到達指標に達しているか確認するとともに、カリキュラムや教育方針についても要望を取り入れ、地域と大学が一体となった人材養成に取り組んでいる。さらに学外者を含む「3つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」（備付-22）を設置し、平成 29 年より毎年１回、意見を聴取している。

［区分　基準Ⅰ－B-2　学修成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2）　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

（3）　学習成果を学内外に表明している。

（4）　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学の学習成果は、ディプロマ・ポリシーおよび各授業の一般目標として定めている。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を基本理念として定めている。その上で、「目指すべき人物像」と「修得すべき能力」として「知識・理解」、「思考力・判断力」、「態度・主体性」、「技能・表現力」のいわゆる「学力の３要素」に準拠した４つの観点を示すことで建学の精神と学習成果の関連が明確になるようにしている。各授業の一般目標としての学習成果については、到達目標ごとにディプロマ・ポリシーと

の対応を明確化しており、それをシラバスに明記している（提出-1-①～⑤）。

本学では、各学科・専攻でディプロマ・ポリシーおよび各授業の一般目標を定めており、専門的職業人として必要な実践的な専門的知識・技能の修得を学習成果として示している。また各学科・専攻科ごとのディプロマ・ポリシーと各科目の一般目標を照らし合わせ、シラバスに明示し、学習成果が教育目的・目標と適切に対応するように配慮している。

各学科・専攻科の学習成果は、新入生や保護者に対しては入学直後のオリエンテーション時に、在学生には各年度初めのオリエンテーションで説明している。さらに学生の栞・シラバス（授業要綱）や大学案内、入学試験要項、ホームページへの掲載を行うことにより学内外に表明している（提出-1,2,8,9）。とりわけ学生に対しては、講義等で「達成目標」とともに周知徹底を図るように努めている。

学習成果の点検は、学校教育法における短期大学に関する規定及び短期大学の設置基準、資格・免許に関わる法令に留意しながら、定期的に点検している。平成 30 年度に学習成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメントポリシー）を策定した（備付-規程集 177）。アセスメントポリシーの中で、学習成果の評価指標を具体的に定めており、資料の分析は自己点検・評価委員会が中心となり定期的に行われている。調査結果は教授会に報告され、教授会は、必要に応じて改善すべき項目を次年度以降の活動目標に反映させている。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

（2）　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

（3）　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

（4）　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

福岡医療短期大学の現在の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）（提出-1,2,9）は、平成 28 年度に、学務・FD 委員会の中に「三つのポリシー見直し検討部会」を設置し、「三つの方針」の見直し策定を行った。策定する際は、平成 28 年の中央教育審議会大学分科会大学教育部から報告された「『卒業認定・学位授与の方針』　（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・ 実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」を参考指針とし、建学の精神から各授業まで体系的に結び付けることで質の高い教育の充実を目指して、「建学の精神」－「教育理念」－「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」－「授業の一般目標」と系列付け、本学の目指す教育とそれぞれの授業の目標を一貫させる取り組みを行った。特に本学の「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一

体性、整合性、一貫性を重視した。

「三つのポリシー見直し検討部会」が作成した案を、学務・FD 委員会において検討し修正を行ったうえで、教授会にて審議し、理事会で承認された。

平成 28 年度に策定した「三つの方針」に対し、学外者の意見を聴取する必要があったため、学外者を含む「3 つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を設置し、平成 29 年 9 月（第 1 回)、平成 30 年 9 月（第 2 回)、令和元年 9 月（第 3 回）に意見を聴取した（備付-22)。第三者によるシラバスチェック体制の維持とともに、シラバス記載内容の見直しを学務・FD 委員会のカリキュラム・シラバス改善作業部会で取り扱うこととし、平成 29 年度から作業を開始している。

カリキュラム・シラバス改善作業部会では、これまでのシラバスの内容を見直し、ディプロマ・ポリシーと連携した一般目標を具体的に示し、評価可能な行動目標の設定等の新しいシラバス記載様式を定めた。教職員には、シラバス作成ワークショップを開催し、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を周知徹底して理解を図っている。さらに、教育の質を担保するために、平成 30 年度から教育業績記録（ティーチング・ポートフォリオ）の提出を義務付けるなど、三つの方針を踏まえた教育活動となるように仕組みを構築している。

「三つの方針」は、学生の栞・シラバス（授業要綱）や大学案内、入学試験要項、ホームページに掲載し、さらにオープンキャンパス、高校教員対象オープンキャンパスで「三つの方針」を紹介、周知する機会を設け、学内外に表明している（提出-1,2,9)。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

福岡医療短期大学は、「建学の精神」、「教育理念」と「三つの方針」の一体性、整合性、一貫性を重視した教育活動となるように仕組みを構築している。さらに平成 30 年度には、「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」（備付-規程集 177）を策定し、三つの方針に基づき実施している教育について、教育課程編成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学アセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

令和元年度からは、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された各能力・目標とプログラムとして実施されている各授業科目の一般目標の関連性を整理し、アセスメントポリシーに応じた評価の観点及び尺度を設定し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の可視化を行うこととした。具体的には、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の各能力を測定するためのコモンルーブリックを作成し、ディプロマ・サプリメントへと発展させることで、卒業時の質保証を明確にしたいと考えている。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

本学は、平成 26 年度採択文部科学省大学「大学教育再生加速プログラムテーマⅠ（アクティブ・ラーニング)・Ⅱ（学修成果の可視化）複合型」に採択され、アクティ

ブ・ラーニングの推進や学修成果の可視化、学修成果の把握を行っており、そのための PDCA サイクルを確立している。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

【提出資料】

10. 4-050 福岡医療短期大学自己点検・評価委員会規則

【備付資料】

17. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書
18. 平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業報告書
22. 3 つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料
23. 福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題 2014-2016 年度
24. 福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題改善報告書 2017 年度
25. ウェブサイト「情報公開・自己点検・評価/認証評価」
    http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/JACA.html
26. 高等学校教員オープンキャンパス時アンケート
27. 高等学校訪問時コメント
28. 令和元年度大学教育再生加速プログラム(AP)事業報告書
29. 平成 30 年度大学教育再生加速プログラム(AP)事業報告書
30. 最優秀教育改善賞に関する資料
31. ティーチング・ポートフォリオ
32. 授業評価アンケート結果
33. 課外学修時間調査結果
34. 学生 IR 調査結果
35. PROG テスト結果
36. FD・SD 実施結果一覧

備付資料-規程集 148. 4-001 福岡医療短期大学学則
備付資料-規程集 177. 4-049 福岡短期大学アセスメントポリシー
備付資料-規程集 179. 4-051 福岡医療短期大学授業評価実施要項
備付資料-規程集 203. 4-100 福岡医療短期大学最優秀教育改善賞要項

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。
(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

（6） 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

本学では、平成 9 年に施行された「自己点検・評価に関する規則」を平成 17 年に「自己点検・評価規則」（提出-10）に改正し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価や外部評価の実施を可能とする体制整備を構築した。さらに学校教育法第百九条第一項および第二項の規定に基づき、自己評価等に関する本学学則の一部（備付-規程集 148 第 4 条）を改正し、本学の自己点検・評価等の実施体制の整備を進めた。

上記の学則と「自己点検・評価規則」に準拠し、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価の活動は、上記の学則と「自己点検・評価規則」に準拠し、自己点検・評価委員会が策定した委員会活動計画（ロードマップ）に基づき実施している。

自己点検・評価委員会は、短大学長を委員長として、委員は両学科講師以上で組織し、学務・FD 委員会や就業力支援委員会、教育支援・教学 IR 委員会と連携して、年間を通じて授業評価や各種アンケート等の包括的な学修成果の査定を行うとともに、本学の教育・研究、組織・運営並びに施設・設備の状況について、系統的な自己点検・評価を実施し、原則 3 年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。なお、平成 29 年には平成 26 年～平成 28 年度の自己点検・評価報告書（備付-23）で示された課題に対しての「改善報告書」（備付-24）を作成して、本学の教育改善状況の確認を図っている。同委員会は、部門ごとの査定のための収集データと報告書を取り纏め、各部門の学習成果や課題点等を客観的に見直し、委員会内外での審議や対話を通じて、具体的な改善方法を見出すように努めている。

また、学科、専攻科、事務課の各部門の教育・実務担当者に対して、教育成果関連データの収集と「自己点検・評価報告書」の担当領域の執筆を依頼している。これによって、それぞれの部門の教育研究活動や業務・実務に携わっている担当者自身が責任者となり、教育成果関連データを収集し報告書原案を執筆することで、自己点検・評価の実質的な作業に携われるように配慮している。

発刊された「自己点検・評価報告書」は、学内における学修成果に関する共通理解につながるとともに、各部門の課題を客観的に見直し、改善策を練る機運を醸成している。さらに、「自己点検・評価報告書」をホームページ（備付-25）に掲載し、社会に向けて公開している。

平成 29 年度からは、学外有識者（福岡市歯科医師会、福岡市歯科衛生士会、福岡県介護福祉士会等の職能団体）から、年に 1 回本学の三つのポリシーについての意見を聴取し、平成 30 年度からは高等学校の教員対象オープンキャンパスや高等学校訪問時に本学の教育や三つのポリシーについての意見を聴取する機会を設けて、自己点検・評価活動に反映させている（備付-22,26,27）。また、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）の取り組みのなかで、学外有識者による外部評価委員会を年 2 回開催しており、本学のアクティブ・ラーニング教育の質向上や学修成果の可視化の状況について点検・評価を受けている（備付-28,29）。

こうした自己点検・評価の取り組みは、本学の教育の問題点や課題の把握、改善を図る指標となり、三つのポリシーの見直しやカリキュラム・シラバスの改善、教員の教育能力向上のための体系的な FD・SD の推進、入試形態の見直しなど、教育改革を加速する PDCA サイクルとなっている。

【自己点検評価のための組織図】

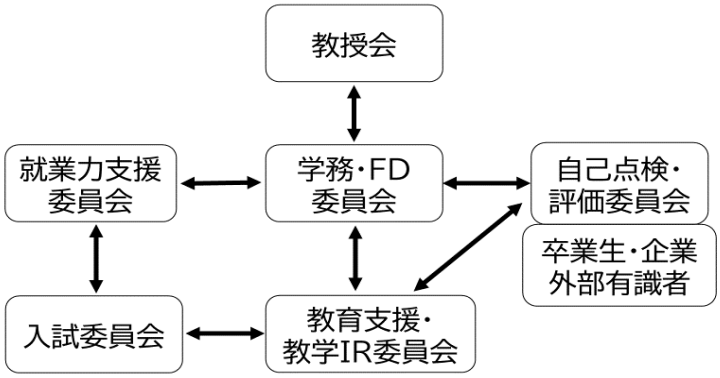

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(2)　査定の手法を定期的に点検している。

(3)　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4)　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

本学では、平成 30 年度に「福岡医療短期大学アセスメントポリシー」（備付-規程集 177）を策定し、三つのポリシーに基づき実施している教育について、教育課程編成・実施の改善、入学者受入れの改善を図り、併せて各方針の適切性、妥当性を評価している。本学のアセスメントポリシーは、教育課程アセスメントポリシー、授業改善アセスメントポリシー、学修成果アセスメントポリシーで構成され、学修成果アセスメントポリシーは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記された卒業時に獲得した各能力の達成度をアセスメントの対象としている。

学修成果のアセスメント結果は教育課程及び授業改善の評価指標となるが、具体的な資料としては、①入学試験合否判定資料および入学試験で収集した学生資料（調査書・自己推薦書・高校推薦書・小論文・学科試験・面接資料等）、②授業に関する各種資料（授業評価アンケート・満足度調査・欠席率・課外学修時間調査等）、③入学後に実施した成績評価資料（基礎学力試験・定期試験・追再試験・GPA・修得単位数・ポートフォリオ・卒業試験等）、④その他の資料（課外活動・ボランティア活動・退学率・休学率・留年率・学位授与数・就職率・離職率等）を用い、アセスメントに必要な資料の選択及び収集・分析は、自己点検・評価委員会が中心となり全学的に実施している。

また、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）の取り組み（備付 - 28,29）のなかで、ルーブリック評価シートの積極的な活用や PROG テストを用いた汎用的能力の測定、学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生 IR 調査)、卒業生対象の追跡調査等の学修成果もアセスメントの対象となっている。

上記の集約されたアセスメントについては、学生にフィードバックすることで学修指導に活用するとともに、定期的に開催される入試委員会や学務・FD 委員会、就業力支援委員会及び月に 1 回開催される教授会において適宜報告、検討され、アセスメントの妥当性を検証している。

この過程を通じて教育の向上・充実を図るため、次の PDCA サイクルを有している。Plan については、学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関係する法律に則り教育課程を定め、学則には各学科の教育目的や教育課程を示し、シラバスには各科目の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の能力と一般目標を紐付けし、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対する必要十分な科目の開設と体系的な教育課程の編成を行っている。それに従い Do として、アクティブ・ラーニング型授業の積極的な展開と授業や学内外実習を通じて随時学生の学修成果を試験、レポート、実技実習等で測定している。その上で、Check として、授業を遂行しながら学科会議や学務・FD 委員会での課題の発見と分析、授業終了後の学生による授業アンケート及び年に 1 回実施する学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生 IR 調査）（備付- 32,34）で問題点を点検する。その点検を自己分析し課題を提示するとともに、体系的な FD・SD 活動（備付- 36）の積極的な推進や研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育能力の向上に努めている。Action としては、授業評価アンケートを踏まえたティーチング・ポートフォリオの作成（備付-31,規程集 179）や教育改善に寄与した教員の表彰制度を設けている（備付-30,規程集 203)。その結果、各授業から学科の学修成果獲得に向けた課題を全教員で共有する意識が高まっている。

【教育の向上・充実を図るための PDCA サイクル図】

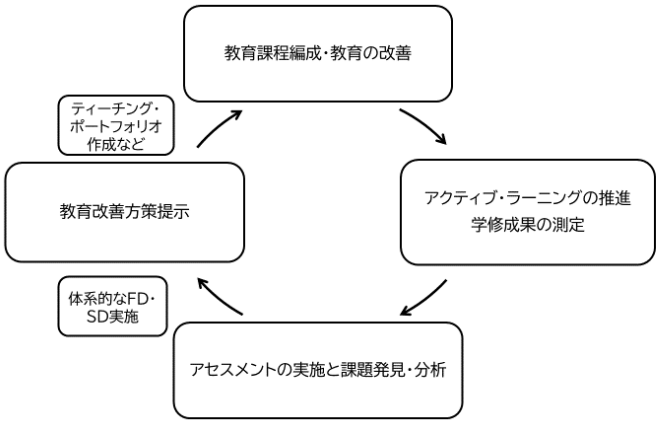

また、学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令の変更や改正については、文部科学省通達やホームページ等を適宜確認しているほか、新規採用教職員に対して法令遵守に関する FD・SD を実施し、法令遵守に努めている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

本学教育の内部質保証の課題としては、内部質保証の方針や体制が明確に定められていないことが挙げられる。先に述べたとおり、本学では様々な学修成果の測定が行われ、教育支援・教学 IR 委員会による分析や自己点検評価委員会及び第三者評価を踏まえて学務・FD 委員会等での改善策の協議や提案がなされ、教育改善につなげるという PDCA サイクルにはなっているが、これらが明文化されていないため担当者が交代した場合等に内部質保証システムの継続性に問題が生じることが懸念される。

本学における内部質保証の実施体制や実施頻度、見直し手順も含め、早急に内部質保証に関する規則を設けて、責任と権限の明確化を図りたい。

また、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を図るためには、各委員会の有機的連関を図ると同時に教員同士のコミュニケーションの促進も重要と考える。さらに、今後はあらゆるデータの統合や連結を行うために IR 機能の強化（専任職員の配置等）も大きな課題といえる。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

本学の内部質保証の取り組みについては、平成 26 年度に採択された文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）の取り組みを通じて、より具体的に促進された。特に平成 29 年度から学長のリーダーシップのもと、体制・組織力の強化が図られ、体系的な FD・SD 活動を強力に推進している。具体的には、教育・管理運営・厚生補導・研究の４分野の領域について、レベル化して組み立てることで、教員のレベルアップを図る仕組みとし、平成 29 年度は 7 回、平成 30 年度は 18 回、令和元年度は 12 回実施している。

また、上記事業を通じて教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、年に 1 回の事業成果報告書の作成を通じて教育プログラムの点検・評価の仕組みが確立された。さらに学修行動や満足度に関する間接評価調査（学生 IR 調査）によって、学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、ならびに学生の学修等の相談・助言等の学生支援の状況についても点検・評価を行う仕組みができ、継続的な改善・向上に努めている。

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

短期大学における人材養成のための教育活動は「建学の精神」と「教育の理念」に基づくものであるとともに、教育活動を通じて学生が修得した学習成果には、卒業認定・学位授与を含めた教育の質の保証が厳格に求められている。本学では、①地域や産業界のニーズに適確に対応した人材養成と専門教育を充実させるとともに、②専門教育における「学習成果の可視化」を推進させ、③他大学や学外の評価者による学習成果の査定結果も PDCA サイクルとし

て効果的に活用し教育支援体制の充実を図っていく。

平成 26 年度から、医療人として必要なコミュニケーション能力の育成、少人数グループワークやアクティブ・ラーニング、ルーブリックを活用した学修評価等の取り組みを計画しており、さらに、他大学との連携や新たな文部科学省の選定教育事業（GP）を通じた学習成果の向上・充実を図ることで、本学の教育力向上のための教育改革を進めてゆきたい。

平成 26 年度に採択を受けた文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP 事業）を通じて、①～③については計画通りに実施できた。まず、①については、学生のインターンシップ先の指導者会議や外部有識者による外部評価委員会を通じて地域や産業界の意見を聴取する機会を設け、教育プログラムの改善につなげることができた。②については、学修成果アセスメントテスト（PROG テスト）及び学修行動や満足度等に関する間接評価調査（学生 IR 調査）の実施、学修ポートフォリオの取り組み、卒業生対象の追跡調査等によって、学修成果の可視化を促進した。③については、外部有識者による外部評価委員会を年 2 回開催し、本学の取り組みについて点検・評価を受けることで、教育改善につなげることができた。

また、FD・SD 活動の促進によって教員の教育改善に対する意識の向上が図られ、アクティブ・ラーニング教育の手法の工夫やルーブリック評価を用いる教員が増加した。さらに、平成 29 年度からは AP 事業の取り組み校を招いた報告会やシンポジウムの開催によって、本学の取り組みを社会に発信し、他大学との情報交換の場を設けるなど、本学の教育力向上のための教育改革が進められた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を実施することが求められているが、特に学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みを構築する必要があると考える。

令和元年度より学生の将来像を踏まえて歯科衛生学科のインターンシップ先企業の開拓を行い、学内 3 箇所であったインターンシップ先を、学外を含めて 54 箇所に増加した。こうしたインターンシップ先企業は学生の就職先にもなり得るので、今後はより連携を強めて年に 1 回は意見交換や意見聴取を行う場を設けていきたい。

また、令和元年度に作成したディプロマ・ポリシーを可視化するコモンルーブリックの検証を行い、卒業時の質保証を行う体制を構築したいと考えている。

内部質保証については、本学の内部質保証のための方針や体制について明文化して、さらなる教育内容の改善と充実に努め、PDCA サイクルを継続していきたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6－基準Ⅱ

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

【提出資料】

1-①～⑤. 平成 31 年度（2019 年度）学生の栞・シラバス
2-①. 2020 年度大学案内
2-②. 2019 年度大学案内
3-①. 令和 2 年度入学試験要項
3-②. 平成 31 年度入学試験要項
8. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
9. ウェブサイト「福岡医療短期大学 3 つのポリシー」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/info/3houshin.html

【備付資料】

19. 卒業生アンケート結果
20. 就職先アンケート結果
21. インターンシップ先（開業歯科医院含）調査
22. 3 つのポリシー並びにカリキュラム編成等に関する協議会資料
26. 高等学校教員オープンキャンパス時アンケート
27. 高等学校訪問時コメント
28. 令和元年度大学教育再生加速プログラム事業報告書
29. 平成 30 年度大学教育再生加速プログラム事業報告書
32. 授業評価アンケート結果
33. 課外学修時間調査結果
34. 学生 IR 調査結果
35. PROG テスト結果
36. FD・SD 実施結果一覧
37. 教育改善委員資料
38. GPA 分布状況
39. 成績一覧
40. 学位授与率
41. 国家試験合否結果
42. 学修ポートフォリオ様式
43. 海外支援ボランティア参加者名簿
44. ルーブリック評価表
45. 平成 31 年度臨床実習帳
46. 卒業年次アンケート結果
47. 就職・進学率

48. 福岡医療短期大学認定資格の取得状況
49. ウェブサイト「情報公開・教学 IR 情報」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html
50. 歯科衛生学科「健康生理学Ⅰ・Ⅱ」
51. 保健福祉学科「生活支援技術Ⅲ」絵手紙
52. 介護職員初任者研修修了資格取得状況
53. 令和元年度就職ガイダンス資料
54. 令和元年度開業歯科医院臨床実習説明会議資料
備付資料-規程集 148. 4-001 福岡医療短期大学学則
備付資料-規程集 151. 4-004 福岡医療短期大学アドミッション・オフィス方式（総合評価方式）入学試験細則
備付資料-規程集 152. 4-005 福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する規則
備付資料-規程集 153. 4-006 福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則
備付資料-規程集 165. 4-018 福岡医療短期大学社会人学生選抜規則
備付資料-規程集 180. 4-052 福岡医療短期大学入学者選抜規則

［区分　基準Ⅱ-A-1　学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
(2) 卒業認定・学位授与の方針を定めている。
(3) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
(4) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与については、学則第 31 条の 2 に規定されており（備付-規程集 148)、歯科衛生学科、保健福祉学科における学位授与の方針は、平成 22 年に本学教授会の議を経て決定後、平成 28 年度末に改定案を策定し、平成 29 年 4 月 1 日学校教育法施行規則改正に併せて改定した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）から平成 20 年 4 月「口腔保健衛生学専攻」として認定され、平成 27 年特例による学位申請が可能となり「特例適用専攻科」と「認定専攻科」の 2 つの課程で学位申請を行っている。また、この方針は、「学生の栞・シラバス」や大学案内、ホームページ上で学内外に公表し、オープンキャンパスや高校訪問時等に本学を説明する際にも表明している（提出 1～3,9)。

学習成果は、シラバスの「カリキュラムツリー」（提出 1-①～⑤pp.60～61）の教育目標の中で示すとともに、学位授与の方針においても人材養成の目的に対応して明確に示している。教育課程は、短期大学士（歯科衛生学・介護福祉学）並びに学士（口腔

保健学）の学位授与を目的として編成されている。学習成果に対応する「課程修了の認定」は、学則第 16 条にて試験に合格した者に単位を与えると定め、「卒業の要件」は学則第 30 条にて、歯科衛生学科では 3 年以上在学し 105 単位以上、保健福祉学科では 2 年以上在学し 73.5 単位以上を取得しなければならない。専攻科の「修了の要件」は、学則第 51 条において、1 年以上在学し、31 単位以上を取得しなければならない（備付-規程集 148）。

「卒業の要件」に定められている単位の取得に関わる成績評価は、学則第 15 条の 3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、あらかじめ評価基準はシラバスに明示され適切に実施されている。また、「試験及び成績の評価」は学則第 17 条に規定され、具体的には「福岡医療短期大学試験、成績の評価及び進級に関する規則」、「福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則」を定め、常に教育の質の保証に努めている（備付-規程集 148,152,153）。

歯科衛生学科・保健福祉学科ともに、歯科衛生士・介護福祉士の「リーダー」として活躍し、「多職種との連携や協働」ができる人物を学位授与の方針として掲げているが、本学の課程を修めることで取得できる資格や国家試験受験資格は、専門職に従事するにあたり必須の条件であり社会的に通用性があるといえる。専攻科に関しては、本学専攻科の修了要件を満たし、「認定専攻科」は学修成果レポートを機構に提出後、学修成果試験（小論文試験）に、「特例適用専攻科」は本学での学修成果レポートの審査にそれぞれに合格し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与されていることからも社会的に通用性があるといえる。さらに、令和元年度 9 月の 7 日間専攻科生 4 名がデンタルミッション海外支援ボランティア（フィリピン・イザベラ州）に参加し、現地住民に対する健康教育と歯科保健指導の実施を行ったことからも国際的な通用性を認めることができる（備付-43）。

学位授与の方針並びに教育課程の見直しについては、平成 29 年度より「3 つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」（備付-22）を設置し、学外委員（福岡県歯科医師会、福岡県歯科衛生士会、福岡県介護福祉士会等）、学内委員（学長、両学科長、専任教職員、両学科学生代表）で定期的に協議するとともに、必要な事項の改善については学務・FD 委員会にて検討を行っている。また、令和元年度には学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応したコモンルーブリックを作成した（備付-44）。

［区分　基準Ⅱ-A-2　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2）　教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

歯科衛生学科・保健福祉学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム･ポリシー）は、学位授与の方針と対応し平成28年度末に改定案の策定、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて改定され、「学生の栞・シラバス」や大学案内、入学試験要項、ホームページ上で学内外に公表し、オープンキャンパスや高校訪問等での本学説明時にも表明している（提出1～3,9）。

学則第13条、第50条に示される「教育課程」は、短期大学設置基準に基づき「カリキュラムツリー」に示すように体系的に編成され、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）ならびに学習成果に対応し編成している（提出1-①～⑤pp.60～61,備付-規程集148）。

「履修科目の登録の上限」は学則第15条の4に明記され、歯科衛生学科では1年次46単位、2年次46単位、3年次32単位、保健福祉学科では1年次46単位、2年次40単位を上限に定めている（備付-規程集148）。

また、成績評価は、「教育課程」同様に短期大学設置基準に基づき、学則第15条の3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、シラバスに明示している評価基準に従って適切に実施されている（提出1-①～⑤p.3,備付-規程集148)。学習成果の測定は、小テストや中間試験、定期試験、課題・レポート、実習等の技術技能試験、授業態度などを定量化することで評価している。

シラバスには各科目の授業時間数や受験資格要件が明記され、達成・到達目標（「一般目標」･「行動目標」･「教育目標領域」として記載）や「教育方法」、「教育教材」、「学修方法」、「評価」、「教科書」ならびに「参考書」また、「準備学習」として単位取得に必要な授業外学習時間や学習内容が明示され、学生には年度初めのオリエンテーション時にシラバスを配布し、この方針等を周知している（提出 1-①～⑤）。シラバスは平成 29 年度より毎年記載項目について検討を行い、当該年度の作成要領を作成後、全専任教員を対象として FD ワークショップを開催し周知している（備付- 36)。また、非常勤講師等への周知は事務課より行っている。

なお、本学では通信による教育は行っていない。

教育課程の見直しについては、歯科衛生学科では令和元年度より医科歯科総合病院、2つの介護保険施設に加え開業歯科医院における臨床・臨地実習を開始するなど教育課程の見直しを適宜行っている（備付-54）。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学の教養教育では、「学位授与の方針」である目指すべき人物像と修得すべき能力に基づきそれぞれの専門職種で必要な豊かな人間性と職業倫理観の獲得、国際化に視点をおいた幅広いコミュニケーション能力を身につけることを目的とし、歯科衛生学科では 16 科目、保健福祉学科では 15 科目を開講している。授業の方法は講義や演習・実習、教育方法についてはより教育効果の高い方法を検討し、シラバスに明記し、教養教育と専門教育との連携を「カリキュラムツリー」に示している。(提出 1-①～⑤、pp. 60～61)。

シラバスの教養科目の一般目標では、専門教育との連携を図り、医療・介護従事者としての将来を視野に入れた内容に設定されている（提出 1-①～⑤)。

成績評価は、学則第 15 条の 3「成績評価基準等の明示等」に準拠し、学習成果に焦点を当て適切に実施している（備付-規程集 148)。教養教育の授業担当者は主として学外講師であるが、評価責任者は学内の専任教員が担当し、最終的な評価を行っている。専門教育同様、科目の最終授業日に受講学生を対象とした「授業評価アンケート」を実施し、評価項目の集計結果と学生のコメントを公開し、授業担当者からは集計結果に対するコメントを聴取している（備付-32,49)。また、学生を教育改善委員とし両学科各学年 2 名ずつ選出し、学生からのヒアリングを実施している。このように学生・教員双方向から教育の効果を測定・評価し、授業改善に繋げている（備付-37)。

[区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2)　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

両学科ともに専門職業人を育成する学科であることから、教育の理念を基に、各専門職種に必要な知識の理解や技能の修得とともに教養教育も含め、体系的に教育課程が編成されていることをシラバスの「カリキュラムツリー」の中で示している（提出 1-①～⑤pp. 60～61)。

教育効果については、教育課程修了後、ほとんどの学生が歯科衛生士並びに介護福祉士の国家資格を取得している（備付-40）ことから、卒業までの期間内で獲得や測定が可能であり、また、各専門分野への就職率（備付-47）が高いことから職業教育の実際的価値は担保されていると考える。歯科衛生学科では、学生の就業力育成教育

の充実を図る目的で、これまで選択科目であった「キャリアデザイン」（提出1-② pp.78～80）を平成28年度に必修科目へと移行して教育改善に取り組んだ。

また、職業教育の効果を測定・評価することを目的として、両学科の卒業生の就職先である各歯科診療所や施設に対し質問紙調査を行っている（備付-20）。平成31年3月1日に実施した調査では回収率は約4割で、「専門教育の中で充実すべき教育内容」や「社会人としての必要な能力の評価」については専門性の重視の差により就職先の回答は様々であったが、「教育全般に対する評価」や「本学卒業生が短大で身につけた能力を発揮しているか」、「今後も本学の卒業生を採用したいと考えているか」という項目については8割以上の就職先から概ね好評の回答を得た。「本学卒業生を採用する理由や選考のポイント」については、専門領域の教育の充実やこれまでの卒業生に対する信頼度、就職に関する本学のきめ細やかな対応を評価する就職先が多かった。この調査結果をフィードバックし、職業教育や就職指導に活用している。また、学生を対象とした調査では、最終学年時にインターンシップ教育として行っている臨床・臨地実習による技術・知識等の習得状況についても質問紙調査を実施し、結果による教育改善についての検討を行っている（備付-46）。

［区分　基準Ⅱ-A-5　学科・専攻課程ごと入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
(2)　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
(3)　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4)　入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
(5)　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6)　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7)　アドミッション・オフィス等を整備している。
(8)　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9)　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、平成29年4月1日学校教育法施行規則改正に併せて改定され、「大学案内」「入学試験要項」「学生の栞・シラバス」等に明記している（提出1～3,9）。本学の教育理念を理解し、本学で学びたいという強い意欲と情熱があり、一定以上の学力を有する者、またはそれに相当する者が入学を希望し、所定の試験に合格した者の入学を許可することを「入学試験要項」に明記している。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は､教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と対応し、基準Ⅱ-A-1で示したように学習成果に対応していることは明らかであ

る。なお、保健福祉学科については平成31年度入学者の募集を停止した。

入学者選抜の方法は、AO入学試験、推薦入学試験（指定校推薦・公募推薦）、一般入学試験（A日程・B日程）、社会人入学試験として社会人AO入学試験、社会人一般入学試験（A日程・B日程）がある。いずれの選抜方法においても「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて行っている。入学前の学力の把握と評価は、高等学校からの推薦書や調査書、短大・大学の成績証明書や高等学校卒業程度認定の合格成績証明書を対象とすることを「入学試験要項」に明示している（提出-3）。また、平成31年度の一般入試から学科試験科目を従来の国語と英語ではなく、国語と生物から1科目選択するものに変更した。

入学試験選抜は、本学での勉学に強い意欲と情熱を持っているかどうかを確認し、一定以上の学力と人物を合わせた総合的評価を行い、合否の判定を行っている。特に､AO入学試験・社会人AO入学試験に関しては、本学を志望する理由、目指す歯科衛生士像、自己アピール等を記述した自己推薦書の提示（提出-3）を求め、人物の評価の参考として活用している。面接では、受験生に公平かつ十分に対応できるよう配慮し、基礎的な学習能力・入学希望の強い意欲と入学後の学習に対する情熱を確認すると同時に、受験生の思いを十分に引き出すよう努めている。また、社会人入学希望者に対しては、成績のみならず社会人経験を十分に考慮したうえで、人物像を含めた総合判定を行うことを高校訪問時やオープンキャンパス、ホームページ等で公表している。

専攻科の選抜（提出-3）は、3年制の歯科衛生士養成校の卒業（見込み）を出願資格とし､口腔保健衛生学の学習に必要な知識と技術を有し、臨床・研究に高い目的意識をもち、倫理観とコミュニケーション能力を兼ね備えた者を選抜対象としている。近年、専攻科入学生は他の養成校の卒業生が徐々に増えており、令和元年度では入学者24名のうち本科卒業生21名に対し、外部の養成校からの入学者が3名を占める結果となっている。

授業料やその他入学に必要な経費については、入学試験要項、学生の栞・シラバスに記載している。本学は臨床実習を福岡学園グループの医科歯科総合病院や介護保険施設､福岡歯科大学同窓生の開業する歯科医院で行っているため、実習にかかる経費を別途徴収することは行っていない（提出-１-①～⑤pp.12～13,3）。

本学は組織が小さいため、アドミッション・オフィスは設置していないが、選抜に関する規則を整備し（備付-規程集151,165,180）、入試委員会を中心に適切かつ公正な入学者選抜が可能となるよう定期的に委員会を開催し、検討を行っている。また、受験者からの問い合わせについては、メール・電話にて入試係が受け付け、必要であれば来学してもらい対応している。また、オープンキャンパス時にも入試担当者による説明を行うとともに、個別相談会を実施している。入試委員会は事務職員も構成員となり、選抜方法や合否判定にも関わり、学生募集から入学者選抜に教職員間で一貫して対応できる体制を整備している。

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に関する高等学校関係者の意見聴取については、高等学校教員対象オープンキャンパス（年一回実施）にて参加教諭の意見を聴取（備付-26）し、入試委員会にて情報共有を行っている。また、高等学校

訪問時に訪問担当者が高等学校関係者（進路担当教諭もしくは3年担任教諭）に対し、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と合わせて説明を行い、意見を聴取している（備付-27）。平成29年度からは、学外有識者（福岡市歯科医師会、福岡市歯科衛生士会、福岡県介護福祉士会等の職能団体）から、年に１回本学の三つのポリシーについての意見を聴取し、定期的に点検している（備付-22)。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果に具体性がある。

（2）　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

（3）　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

各専門分野で養成されるべき能力の育成は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として具体的に明記している（提出 1～3,9）。また、学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各科目の到達目標の関連性については「カリキュラムツリー」にて示している（提出 1-①～⑤pp.60～61)。

科目ごとの学習成果については、平成 29 年度に学務・FD 委員会にカリキュラム・シラバス改善作業部会を設置し、シラバスにおける行動目標の具体化を図り、「到達目標」として、「学生を主体とした目標の設定」「成績評価を意識し、観察・測定可能な具体的内容の記載」など一定の質水準に基づき設定した項目を学務・FD 委員会に諮った。学生への周知としては、１年次生には入学時、在学生には新学期のオリエンテーション時に明示し説明している。

また、教育課程終了後、ほとんどの学生が歯科衛生士並びに介護福祉士の国家資格や学士の資格を取得していることから、卒業並びに修了までの期間内での学習成果の獲得や測定は可能であると考える（備付-40,41)。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

（2）　学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

（3）　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

GPA は、「福岡医療短期大学 GPA に関する実施要項」として「学生の栞」に明記（提

出 1-①～⑤pp.16～17）され、教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質保証と学習支援等に活用することを目的に平成 31 年に作成され、成績評価にも活用している。GPA 分布（備付-38）や単位取得状況（備付-39）については半期ごとに取りまとめ、量的・質的データとして教授会で確認し、学生指導に活用している。

学則第 31 条で、本学所定の課程を修了し、卒業試験に合格した者に卒業の認定がなされ、学位授与については、学則第 31 条の 2 で卒業を認定された者に短期大学士（歯科衛生学・保健福祉学）の学位が授与されると示されている（備付-規定集 148)。歯科衛生学科の多くの卒業生は国家試験に合格し免許を取得して、専攻科への進学や専門職として就職をするが、残念ながら国家試験不合格者も若干名存在する（備付-41,47）ことから、国家試験浪人を輩出しないためにも進級や卒業認定のための学習成果の量的・質的データを重視するとともに、以下の資料を活用して学習支援や進路指導を行っている。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）は、各学科の助言教員が学生の学習支援や進路指導に活用している。学生は、自身の活動を振り返る「自己評価」として 1 か月ごとに教員に提出し、教員からのコメント（アドバイス）を「他者評価」として活用している。学生がポートフォリオを記入することは、学生自身が自分自身を客観的に捉え、自身の成長に繋げることができるものとして、学習・生活・社会活動などを含めた多岐にわたる内容に対し目標を設定して学生生活を行っている（備付-42)。

ルーブリック評価については、平成 29 年度にルーブリックに関する FD ワークショップを 2 回開催(アセスメント・ポリシー作成ワークショップを含む)した(備付-36)。また、学務・FD 委員会基礎実習検討作業部会では技能・態度の評価法としてルーブリックを用いることとし、改善作業を行い、歯科衛生学科では、平成 30 年度に一部の基礎実習に試験適用した。臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った（備付-44,45）。両学科で実施しているルーブリック評価を使った取り組みとして、初年次導入教育、学生相互で行うピアサポート学習、専門職としての学びの評価がある。ルーブリック評価では、あらかじめ自己評価項目が提示されていることから、修得して欲しい項目の把握ができ、目的意識が明確になると同時に自分自身の振り返りになる（備付-44)。加えて、ピアサポート学習では、お互いを評価することにより学習動機や将来の指導者として客観的に相手を評価する力を高めるとともに、学生の学習意欲の向上や自己省察、それによって課題や改善点を明確につなげるなど有効に活用している。

PROG テストは、本学が専門職種を養成する学科であることから一般的な文系・理系の学科と比較分析することが難しいため、分析結果が明確でないことが問題となっているが、汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）との相関等を分析することで、より効果的な活用が期待できるため継続して実施し、教育支援・教学 IR 委員会で分析を行うこととしている（備付-35）。

学生 IR 調査については、学生の大学生活や学習などに関する情報を収集・分析することで、学生の視点を重視し、教育成果を身につけさせるための調査として実施している（備付-34）。これらの調査で得られた「学生の学習成果に関する IR データ（GPA

分布、課外学修時間調査、各種アンケート結果など)」の他「退学者率」、「学位授与率」、「就職率」、「卒業生アンケート」等のデータ（備付-32,33,38,46）に基づき、学習成果の獲得状況を分析し、学務・FD 委員会にて改善事項を検討する等改善と取り組みを継続して行っている。

以上に示す量的・質的データに基づく学習成果の評価についてはホームページ等に公表している（備付-49)。

尚、大学への編入は、歯科衛生学科の卒業生が数名同法人の福岡歯科大学や他大学の歯学部に編入しているほか、毎年保健福祉学科の卒業生が西南学院大学へ編入している。また、これまでに本学から留学した者はいない。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2)　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

学生の卒業後の評価を聴取するため、両学科の卒業生及びその就職先である各歯科診療所・介護福祉施設等に対し、アンケート調査を行っている（備付-19,20）ことは既に基準Ⅱ－Ａ-4 で述べたが、アンケートの回収率は約 3～4 割と例年回収率が低いことから、アンケート依頼時に個別にメッセージなどで情報提供することで回収率のアップを図っている。

本学卒業生の就職先は、主に歯科医療関係および介護関係施設であり、近年、求人数が増加し非常に安定した求職状況である。両学科ともに就職における必須要件は国家資格取得者ということもあり、卒業生のほとんどが国家資格を活かした歯科衛生士並びに介護福祉士として医療・福祉の現場で活躍している。これらの施設は卒業生の所属先というだけではなく、在学生のインターンシップ教育の実践の場（臨床・臨地実習、介護実習、ボランティア、卒業研究等）を兼ねており、教員は引率・実習巡回などの機会に、直に在学生や卒業生に対する現場の評価などを聴取し、それぞれの学科の基礎教育にフィードバックすると共に、学生の就職活動時の助言に活かしている。特にキャンパス内の医科歯科総合病院や2つの介護保険施設における卒業生との交流は密に行われ、基礎教育の見直しや充実に直結させて学習成果の点検に活用している（備付-21)。

また、卒業生の進路先へのアンケート調査及びその点検は、ディプロマ・ポリシーとの対応に留意して実施しており、その結果は 3 つのポリシーに基づく PDCA サイクルに活用している。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

令和元年度に自己点検・評価委員会にて作成したコモンルーブリックを、令和 2 年度に学生が理解しやすいように改善を図り、令和 3 年度の実施を目指す。

歯科衛生士は、周産期から終末期にまで及ぶ全てのライフステージへの対応が求め

られる。超高齢社会のニーズに対応した教育の充実と幅広く深い教養を培うことを目的に、特に、周術期の患者管理や超高齢社会のニーズに対応できる専門性の高い歯科衛生士の輩出は重要となる。そのため、これまで選択科目として位置付けていた「介護研修」を令和 2 年度入学生より「選択必修分野」に改め、教養科目と組み合わせたカリキュラムの変更を行ったので、令和 4 年度に実施状況を検証する。

卒業後、即戦力となり得る実践教育（インターンシップ教育）の場として、令和元年度後期より開始した 3 年次の開業歯科医院臨床実習をさらに充実させるため、学生の要望などを聴取し、それを基に実習指導者との連携を強化し、実習内容の改善に取り組む。

学生の技能評価の査定については、現場で活躍する卒業生や実習指導者の協力を仰ぎ、評価基準の見直しを含め質問紙調査項目の検討を続ける。また、卒業後の評価への取り組みとして平成 31 年 3 月 1 日に実施した就職先からのアンケート調査は、歯科衛生学科・専攻科の回収率は 26%（15/37 医院）、保健福祉学科の回収率は 45.45%（5/11 施設）であったことから、回収率を増やすことが検討課題である。

平成 31 年度より学習支援としてのポートフォリオの見直しを図り、様式の変更（3 年間分を 1 冊にまとめる）、記入時間の設定、提出周期の短縮など、学生の目標達成に向けた学習への取り組みの計画立案・振返り・改善計画の PDCA サイクルの強化に取り組んできたが、学生アンケートから学生のモチベーションの二極化や助言教員のサポートの差により、潤沢に運用されていないことが明らかとなった。今後は、記載フォームの変更や教員コメント記載欄の工夫、日常的にポートフォリオを学生自身が活用する仕組みの構築を検討したい。また、教員のポートフォリオに対する意識改善を図るための周知を行いたい。

学習成果の測定は、両学科ともに国家資格を有する専門職を養成する学科であることから国家試験対策を充実し、受験生全員の合格を目標とするが、学習成果の獲得状況を具体化するためには量的・質的データを活用し分析する必要がある。また、入学者の定員未充足が数年続いているため、学生確保に繋げる募集活動と広報の工夫については入試委員会を含め全教職員で対応しているが、IR 情報を活用し具体策を講じるためには IR 専任職員を配置することが必要不可欠となる。しかし、本学の教職員の人員数での IR の活用は難しく、現在、教職員が兼務で業務を行っている。IR の活用の充実を図るためには、専任職の配置が今後の大きな課題である。

なお、令和2年度実施の入学試験からは選抜方法の名称並びに選抜方法が一部変更となることから入試委員会で検討を諮る。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

【提出資料】

1-①～⑤．平成 31 年度（2019 年度）学生の栞・シラバス
2-①．2020 年度大学案内
2-②．2019 年度大学案内
3-①．令和 2 年度入学試験要項
3-②．平成 31 年度入学試験要項

【備付資料】

16．科目等履修生名簿
19．卒業生アンケート結果
20．就職先アンケート結果
32．授業評価アンケート結果
34．学生 IR 調査結果
36．FD・SD 実施結果一覧
38．GPA 分布状況
39．成績一覧
42．学修ポートフォリオ様式
48．福岡医療短期大学認定資格の取得状況
49．ウェブサイト「情報公開・教学ＩＲ情報」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/ir-chousa.html
52．介護職員初任者研修修了資格取得状況
53．令和元年度就職ガイダンス資料
54．令和元年度開業歯科医院臨床実習説明会議資料
55．短期大学基準協会学生調査
56．オープンキャンパス時配付資料等
57．入学手続案内に関する資料
58．入学前教育に関する資料
59．入学式前後の日程通知等
60．オリエンテーション準備資料一覧
61．学生生活調査票
62．進路希望調査票
63．学生面談様式
64．ティーチング・アシスタント業務報告書
65．進路状況一覧表
66．授業評価アンケート質問紙
67．保健福祉学科 2 名授業料減免書類
68．令和元年度臨床実習指導者会議資料
69．令和元年度インターンシップ受入実習施設指導者会議資料

70. 基礎学力試験結果
71. 令和元年度口腔保健テーマ別講義時間割（歯科衛生学科）
72. 令和元年度保健福祉テーマ別講義時間割（保健福祉学科）
73. 奨学金活用状況
74. ハラスメント対策資料
75. レクリエーション・インストラクター取得者数一覧
76. ボランティア活動状況
77. 社会人入学状況
78. 認定特定行為業務従事者資格取得状況
79. 学生用パソコン貸出簿
80. 専攻科アメリカ研修３年次生参加者一覧
81. 歯科衛生士国家試験結果と卒業試験等成績比較

備付資料-規程集 129. 2-013 学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の催告、督促及び処分に関する規則

備付資料-規程集 158. 4-011 福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱について

備付資料-規程集 162. 4-015 福岡医療短期大学特別奨学生規則
備付資料-規程集 165. 4-018 福岡医療短期大学社会人学生選抜規則
備付資料-規程集 166. 4-019 福岡医療短期大学ティーチング・アシスタント規則
備付資料-規程集 167. 4-020 福岡医療短期大学科目等履修生規則
備付資料-規程集 168. 4-021 福岡医療短期大学保健福祉学科長期履修学生規則
備付資料-規程集 172. 4-031 福岡医療短期大学 GPA に関する要項
備付資料-規程集 179. 4-051 福岡医療短期大学授業評価実施要項
備付資料-規程集 185. 4-069 福岡医療短期大学就業力支援委員会規則
備付資料-規程集 198. 4-090 福岡医療短期大学情報図書館分室規程

[区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行ってい

る。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教育の理念および学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、教員はその方針に対応した教育目標を科目ごとに、一般目標、学習目標、行動目標としてシラバスに示し（提出1-①～⑤）、その到達段階を成績評価基準により評価している。シラバスには、すべての科目において「形成的評価、総括的評価、フィードバック方法」を明示しており、この基準に基づいて学習成果の獲得状況を評価することを学生に周知している。

教員は、学生の学習成果の獲得状況について、成績評価基準に基づく評価結果やGPA等により適切に把握している（備付-38,39）。

また、前期・後期授業終了後、単位認定されるすべての授業科目において学生による「授業評価アンケート」（備付-32,66）を実施し、集計結果を担当教員にフィードバックし、授業改善に努めている。アンケート結果は、本学ホームページ上で、学生および外部に公表している（備付-49）。

授業・実習担当者間の意思疎通や協力・調整について、専任教員間では学科ミーティングや授業担当者同士での打ち合わせを行っている。また、兼任・非常勤講師や臨床・臨地実習指導者、介護実習指導者を含め、各学期開始前に学年担任主導のもとで連携調整を図り、授業・教育方法の改善策を協議し、授業や実習に臨んでいる。特にインターンシップ教育においては、実習開始前に指導者との綿密な打ち合わせや会議の実施、実習開始後も定期的に打ち合わせや協議を行い、学生の理解力や技術習得状況にあわせて授業・実習内容を適宜調整し、学習成果の獲得に努めている（備付-54,68,69）。

教員は、教育目的・教育目標の達成状況を、シラバスに記載した評価の観点、および評価方法に従って出された成績評価に基づき把握し、評価している。さらに、学期毎の教育過程における学習到達度をGPAで示し、学習成果の獲得状況を客観的に把握・評価し、確認している（備付-38,39）。学期毎に設けられたGPA基準に基づいて、ポイントの低い学生に対しては学年担任・助言教員・学科長、保護者を含めた個別面談指導を段階的に行うシステムをとっている（備付-規程集172）。

履修・卒業指導については、新学期に行われるオリエンテーションで学年担任が学

生全員に指導し、個別指導については学年担任主導のもと、各助言教員と協力して学生を支援する体制をとっている。また、履修や卒業に対する支援は、教員と保護者との連携を重視しており、成績不振や欠席過多の学生への対応として、先ず学年担任が対処し、改善が見られない場合には留年や退学を未然に防ぐため、早期に保護者召致を実施、助言教員とともに生活指導と学習支援に対して家庭からの理解と協力を要請する体制を整えている。学年担任が中心となって対応した個々の学生の情報は、学科ミーティングで共有を図り、学習成果獲得に向けた支援を全教員で行っている。

事務課職員は各学科に1名、課長を含め3名が配置されている。また、建学の精神、教育の理念を理解・認識し、各学科の教育目的・目標の達成状況を把握、学習成果達成については職務を通じて認識し、履修および卒業に至る丁寧な支援・指導を行い学生支援に貢献している。

履修科目の登録や成績評価の一括管理、卒業単位数や出欠状況の管理は、事務課のパソコンで一括入力され、教員と事務課職員と共同で管理し、学生指導に活かしている。さらに、学生の出欠状況は定期試験の受験資格審査にかかわる重要な要件であることから、各学年担任は出欠状況の点検を定期的に行い、状況の把握を事務課職員と連携を図りながら、受験失格を未然に防ぐよう対応している。

学生指導や学生との連絡を密にするため、時間割変更や諸連絡には学生ホールに設置している「学生掲示板」や携帯メールを使用した同報メールサービスを行っている。また、新学期のオリエンテーション時には「学生生活調査」を実施し、教員が学生の生活状況について十分把握する体制を整えている（備付-61）。さらに、事務課を中心に施設設備等を点検し、学習成果の獲得に向けた学習環境の支援も行っている。事務課のSD活動として、職階対象別に福岡歯科大学・看護大学と共同で学生支援業務に関連した研修会が開催され、職務を遂行するための知識やスキルを習得している（備付-36)。また、情報管理のセキュリティ研修については、毎年学園全体で研修を実施し、コンピュータ利用技術の向上と教育課程及び学生支援の充実を図っている。

施設設備及び技術的資源については、単科大学で教職員数も少ないため、すべての教育資源を教職員が掌握し、学習成果の獲得に向けて有効に活用している。

情報図書館分室は、福岡歯科大学情報図書館の分室として、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」により管理・運営されている（備付-規程集198）。図書館司書を持つ職員を１名配置し、学生の学習意欲の向上のために学生が活用しやすいよう、常に図書館の整備を行い、新着図書の紹介や希望図書のアンケート調査の実施など、学生の読書や図書館利用を促進することに努めている。また、資料検索や集めた資料をまとめるために必要となる学生貸出用パソコンや学内LANの整備を行い、快適に学べる環境作りを支援し、利便性の向上に努めている（備付-79）。情報図書館分室は、専門的な研究を対象とする図書だけでなく、学生の授業に関連する図書および教員の教育に関する研究図書を蔵書の基本としており、卒業研究や専攻研究などの文献検索用パソコンも設置され、有効活用されている。なお、卒業研究や専攻研究の制作物は、年度ごとにまとめ鍵付きの書庫に保管されている。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
（2）　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
（3）　学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
（4）　学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
（5）　基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
（6）　学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
（7）　通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
（8）　進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
（9）　留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
（10）　学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

本科および専攻科の両合格者には、合格通知書とともに「入学手続案内」を送付後、「入学許可書」およびオリエンテーションのスケジュールや購入物品一覧等の書類を郵送し、情報を提供する他、入学前教育として課題を送付し、入学までの学習意欲の維持に努めている（備付-57,58,59）。

また、新入生は入学式当日の午後および翌日の1.5日間をオリエンテーション期間に設定し、学年担任が主体となって、学長・学科長協力のもと「学生の栞・シラバス」を用いて学位授与の方針や学則説明の他、教育課程編成・実施の方針を基に立てられた各教科の到達目標の説明や学習方法、評価、授業内容にあわせた学習方法、選択科目の履修についてガイダンスを行い、学習の動機付けに繋げると同時に学習成果の獲得に向けた指導を行っている（備付-60）。また、専攻科入学者のうち他校出身者については、さらに本学の教育の理念等について、個別オリエンテーションを実施し、学習活動への適応が円滑に行えるよう支援している。他学年においても同様に新学期にオリエンテーションを実施している。「学生の栞・シラバス」は学生には紙媒体で配布し、学外に向けてはホームページにおいて公表している（提出-8）。

基礎学力が不足し、定期試験での成績が十分に得られない学生に対しては、補習期間を設けて再試験等に向けた事前学習を実施し、学習成果の獲得に向けた支援をしている。また、成績不振学生を早期発見するため、入学直後に本学独自の「基礎学力試験（数学、英語）」を行い、その結果を踏まえ学習の早期支援に繋げている（備付-70）。さらに、平成30年度より専攻科学生をティーチング・アシスタントとして採用し、基礎学力が不足する学生の学習支援の活性化を図っている（備付-64,規程集166）。加えて、未取得科目の多い学生に対しても、学年担任と助言教員が面談や個別指導、保護者召致を行い、生活指導や学習支援に向けた連携を図っている（備付-63）。

学生の学習上の不安や悩みなどは、学年担任と助言教員が協働し、学習成果の獲得に向けた支援体制を整えている。また、学習計画を立案し、学習状況を振り返り自己省察を行う「学修ポートフォリオ」を毎月助言教員に提出することで、学習への助言や励ましを行うシステムを導入し、学習成果の獲得に向けた個別支援の強化を図っている（備付-42）。

さらに全教員がオフィスアワーの時間を「学生の栞」に記載しており、学生は助言教員以外の教員からも必要に応じてサポートを受けることが可能となっている。こうした体制は、問題の早期発見・解決のための適切な助言・指導を可能にし、学生生活を円滑に行う支援となっている。専門的なケアが必要な心の悩みに関する相談には、医科歯科総合病院にある「学生相談室」や福岡歯科大学教員の心療内科医師によるカウンセリングを紹介し対応している（提出1-①～⑤pp.23～25）。

通信制の学科は現在のところ設置していない。

学習進度の早い優秀学生に対する学習支援として、歯科衛生学科では3年次に希望する学生を専攻科生と共にアメリカ合衆国カリフォルニア州での研修に参加させており、平成28年度は4名が参加した（備付-80）。

学習成果の獲得状況については、教育支援・教学 IR 委員会において、歯科衛生士国家試験結果を基に各種試験結果を比較し（備付-81）、学習成果の獲得状況を可視化、把握している。学期末ごとの成績については数値的データに基づいて分析を行い、国家試験合格に向けた学習支援方策（備付-71,72）を学務・FD 委員会、教授会において点検している。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

（2）　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

（3）　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

（4）　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

（5）　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

（6）　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

（7）　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

（8）　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

（9）　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

（10）　社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

（11）　障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

（12） 長期履修生を受入れる体制を整えている。
（13） 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のため、学年担任と助言教員および事務課職員が日々の学生指導および厚生補導等を「学生IR調査」の結果に基づいて、組織的に行っている（備付-34）。

学友会は「福岡医療短期大学学友会会則」（提出1-①～⑤p.35）に基づき、学生である正会員、特別会員（非常勤講師を除く教員）から組織され、会長、総務委員長、学年委員長、学年委員からなり、短大学長が会長として学友会を支援している。学園行事として毎年体育祭､学園祭があり、「福岡歯科大学学友会」「福岡看護大学学友会」と本学学友会が共催で企画・運営し、全学生が主体的に参画できる活動の機会となっている。クラブ活動に関しては、本学の学生は福岡歯科大学のクラブ活動にも参加しており、夏季・冬季に行われる「全日本歯科学生総合体育大会」に参加する学生に対し、学友会と学生後援会から参加費の一部を援助する活動支援を行っている。

交流や昼食の場として、コミュニティホール1（120名収容）やコミュニティホール2（90名収容）、コミュニティホール3（60名収容）、学生ホール等がある。その他に、キャンパス内には福岡歯科大学の学生食堂（200名収容）があり、昼食時には本学学生も利用している。さらに、キャンパス内の体育館、グラウンド、テニスコート等を使用することができる。なお、コミュニティホール１では昼食時に売店が開設されている（提出1-①～⑤p.44）。

本学校舎内の施設として、男女別の保健室、緊急時の対応としてAEDを1階事務室前の壁に設置している。

学生の住宅環境の支援については、下宿・アパート・マンション等の宿舎が必要な学生には、事務課から近隣の不動産業者を紹介して対応しており、オープンキャンパスや入試当日にも希望者には情報提供を行っている。本学は地下鉄七隈線次郎丸駅より徒歩5分、西鉄バス福岡歯科大学前バス停より徒歩5分、西鉄バス次郎丸団地バス停より徒歩7分と公共交通機関での通学に適した立地（提出-2-①・②pp.23）であるが、自転車やバイク（登録制）、自動車（許可制）での通学者も多く、学内に駐輪場と学生駐車場を設置している（提出1-①～⑤p.22～24）。平成28年より学園内にバス停が設置され、学生の通学にも活用されている。

学生の経済的支援のための制度として、学業成績が優秀で品行方正かつ健康な学生を社会に輩出することを目的とし、「福岡医療短期大学特別奨学生規則」（備付-規程集162）を設け、学業成績優秀者に対して年間授業料の一部を免除している。また、やむを得ない事情により学生納付金の納付猶予を希望する学生には納付猶予を受ける制度「学校法人福岡学園学生納付金滞納者に対する納付の催告、督促及び処分に関する規則」（備付-規程集129）を設けている。その他、外部奨学金制度の「日本学生支援機構奨学金制度」に加え、歯科衛生学科では「山口県ひとづくり財団奨学金」「公益財団法人ふくわ奨学金」、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、定型教育ロ

ーンなどを学生に広報するとともに、希望学生への支援を行っている。保健福祉学科では「福岡県介護福祉士等修学資金貸与制度」や「九配記念育英会奨学金」「生命保険協会介護福祉士養成奨学金」などの情報提供を行い、希望学生は毎年積極的に活用できるよう支援を行っている（提出1-①～⑤p.22～24,2-①・②,3-①・②、備付-73）。なお、「福岡医療短期大学保健福祉学科入学者の授業料減免取扱いについて」（備付-規程集158）のを設けており、授業料を1年次限りではあるが減額している。社会経験3年未満の入学生は授業料の20%、社会経験3年以上の入学生は授業料の55%を減額している。平成30年度の実績で、合計10名が授業料の減額を受けている。その他に、授業料の分納も選択でき、学則第34条に記載され、4期分納の制度も設けている。

学生の健康状態の把握として、毎年4月中旬に全学生の健康診断を実施している。将来、医療職や介護職として就業した際に、肝炎ウイルスに感染する危険に備え、希望者に対しB型肝炎予防ワクチンを接種させている。学生のメンタルヘルスへの支援として、前章でも記載したが医科歯科総合病院にある「学生相談室」で福岡歯科大学教員の心療内科医師が無料で相談に応じるなどカウンセリングの体制も整えている。

学生生活上の悩みについては、学年担任や助言教員がオフィスアワー（提出1-①～⑤p.25）を利用して適時きめ細やかに相談に応じており、本学2階にカウンセリング室も設置している。また、ハラスメントについては、学園内にハラスメント防止等対策委員会が設置され、「学校法人福岡学園ハラスメント防止ガイドライン」（提出1-①～⑤pp.26～29）に基づき、相談員が各学科に1名配置されている。相談員はハラスメント相談の窓口となっており、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重される体制を整えている。相談員の氏名および連絡先等は、ホームページや「学生の栞」、学園が発行するポスター（備付-74）等に記載され公表されている。

学生生活についての意見や要望は、随時学年担任や助言教員を通じて聴取するよう努めており、また、平成30年度にも学生の満足度調査として学生IR調査を全学生に実施した。「授業や実習など教育に関する項目」、「短大での学生生活に関する項目」、「短大の施設設備に関する項目」、「アルバイトや余暇の過ごし方に関する項目」など41項目の多岐にわたる内容について学生の意見や要望を聴取し、集計結果を学務・FD委員会および教授会において検討している（備付-34）。

留学生の受け入れに関しては、これまでに歯科衛生学科では行われていない。保健福祉学科では平成31年度より受け入れ、学習および生活支援の体制を整えた（備付-67,規程集161）。

本学は、医療・保健・福祉の担い手として、歯科衛生士並びに介護福祉士という国家資格を有する専門職を養成する短期大学であり、国家資格を取得する目的で社会人入学希望者も増えている。特に、自らのキャリアアップや国家資格の取得を目標に入学してくる場合が多いため向学心が高い。社会人学生は高い職業意識やモチベーションをすでに有しているため、特別に学習支援は行っておらず、逆に社会人学生の存在は現役で入学してきた学生への学習意欲を高める良い刺激となっている(備付-77）。

障がい者の受け入れについては、「歯科衛生士法」や「社会福祉士および介護福祉士法」に定められた欠格事由があるため若干の規制はあるものの、両学科ともに障が

いを持つ入学希望者の学習意欲を増進させ、卒業・就業に向けた適応能力の育成を目指して受け入れる体制を敷いている。保健福祉学科では、平成30年度に障害者手帳を取得している学生も若干名受け入れ、合理的配慮のもと教育体制を整え、卒業までに導いた実績がある。これらの多様な学生に対しては、個別に対応する組織的な学習支援体制を整えた。また、過去には玄関口スロープや多目的トイレ、階段昇降機などの施設整備の充実を図り、学生生活支援も併せた支援体制を敷いている。

長期履修生については、平成29年度より保健福祉学科が2年間のカリキュラムを4年にわたり履修をすることができる制度「長期履修学生制度」を設け、ゆとりを持って学べることや、1年間にかかる経済的な負担を軽減できるようにした（備付-規程集168）。なお、歯科衛生学科では、学則第39条「科目等履修生、研修生および委託生」の体制を整備し、「歯科衛生士国家試験」不合格者（既卒者）を対象に受け入れ、国家試験合格に向けた支援を行っている（備付-16, 規程集167）。

外部からのボランティア等の募集に応えるため、学友会委員の中にボランティア担当学生を配置し、学生主体で学生への情報提供に努め自主的参加を促している。特に、医療・福祉系の教育機関として、臨床・臨地実習や介護実習先の福祉施設と密接な関係があることから、これらの施設の行事ボランティアへの協力要請が多く、学習成果を確認する場であると同時に、歯科衛生学科では、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」の取得要件として評価している（備付-48）。また、学園が主催する「かふぇもりのいえ」（認知症カフェ）の支援ボランティアや福岡市営地下鉄次郎丸駅構内で行う「地下鉄七隈線乗車マナー向上キャンペーン」、福岡市主催の「ラブアース・クリーンアップふくおか」の清掃ボランティア活動に学生が参加し、地域住民との交流を図る場となっている（備付-76）。これらの学生による社会的活動に対して、保健福祉学科では「レクリエーション・インストラクターの資格」取得（備付-75）のための要件として評価している。また、認知症高齢者理解のための導入教育の一環として、認知症サポーター養成講座を行っている。さらに、地域の要請や関連施設において、ミニ公開講座「認知症サポーター養成講座」を開講し、教員と一緒に保健福祉学科学生も支援員として参加し、地域支援活動を行っている。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
(2)　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3)　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4)　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5)　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学における就職支援のための教職員の組織として、就業力支援委員会がある。学長が委員長となり、両学科の学科長と教員2名～4名、事務職員1名で構成されている。

就職支援のための設備としては事務課に隣接した求人閲覧室を設けている。就職支援体制は、各学科の学年担任が協力し学生の指導に当たっているが、各学科並びに事務課との連携を図るため、上記の就業力支援委員会（備付-規程集185）が支援活動の一部を担っている。

就職活動については、学生は、一括してまとめた求人票から就職先を選択し、求人先の見学を行った後、面接へと繋げている。支援教職員は、学生の特性や希望と求人先の特徴や雇用条件とのマッチングを重視し、適宜アドバイスを行っている。また、就職活動に伴う「授業欠席届」や「活動参加票（施設訪問の確認）」「活動報告書（説明会参加、筆記試験・面接試験を受けた等）」を提出するよう指導し、学生の活動状況の把握と指導に努めている。就職活動並びに進路決定時期については、両学科とも国家資格の取得を第一の目標としているため、一般的な大学とは異なり、卒業試験並びに国家試験終了前後の1月から3月の時期に決定する者が6～8割を占めている（備付-65）。

進学・留学希望者に対する相談や受験のための指導も助言教員や担任、職員と連携し行っている。編入学の場合は、複数の大学から指定校の依頼を受けており、全学生へガイダンス時に周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じ行っている。各学科による進路支援の取り組みの状況は以下のとおりである。

【歯科衛生学科】

キャリア形成の一環として、2年次に「コミュニケーションスキル」や「接遇」、「キャリアデザイン」（提出1-②pp.78～79,138～141）の授業を行いコミュニケーション能力を育むとともに、3年次生に対しては「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」において社会で働く卒業生を招き、「歯科衛生士としてのやりがい」や「資格取得を目指すにあたってのアドバイス」等を行い、資格取得への意欲の向上や就職活動への動機付けを行っている。これまでに求職者と求人先とのマッチングが上手くいかず、転職（就職先の変更）や早期離職をする者が存在することから、平成31年度より、開業医対象の就職ガイダンスを本学で実施し、就職先から直接情報収集できる機会を設けることで就職先とのミスマッチを防ぐための支援を開始した（備付-53）。

近年は、訪問診療を行っている歯科医院の増加や、チーム医療による歯科衛生士の活動範囲が拡大されているが､本学では2年次に実施する介護研修を選択科目として設け「介護職員初任者研修修了」の資格取得を積極的に支援している（備付-52）。口腔にとらわれず全人的な関わりを持つための視点を身につけられることから、この資格取得は就職活動の際の強みとなっている。また、平成24年度入学者より、歯科衛生士免許取得後に、本学独自の認定である「口腔介護推進歯科衛生士」を授与し、本学専門教育の質の保証とともに就職のための資格取得支援の一環としている（備付-48）。

【専攻科口腔保健衛生学専攻】

歯科衛生士国家資格を取得した上で、キャンパス内の医科歯科総合病院の専門歯科診療科にて歯科医師の直接指導のもと患者を担当し、就職後、即戦力としての活躍ができる人材の育成を行っている。また、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲

げているように、歯科衛生学科 1・2 年次生の基礎実習における「アシスタント・ティーチャー」の役を課し、指導者として教育する力の育成に取り組むとともに、「口腔介護系実習」への参加を本学認定の「口腔機能向上推進歯科衛生士」の認定資格要件とし資格を授与している（備付-48）。

ほとんどの専攻科修了生は、就職先として専攻した専門歯科診療科に関連した就職を決定しており、また、1年間（最大3年間）の嘱託職員として医科歯科総合病院に優先的に就職している。その他、臨床経験を積んだ専攻科修了生が他の歯科衛生士養成校の教員として活躍している（備付-65）。

歯科衛生業務のキャリアアップを目的に職場を変わる卒業生も多いため、常時学内の掲示板に就職情報を掲示している。

【保健福祉学科】

保健福祉学科は国家資格である介護福祉士を取得して卒業するため、ほとんど全員の学生が国家資格を活かした介護分野への就職を希望している。社会的にも介護人材が大幅に不足している現状から求人状況は良好であるが、専門職としての価値を高めるため、さらに、就職後のキャリアアップを見据えたより専門性の高い知識や技術修得のための支援として、「医療的ケア」を実施するための「認定特定行為業務従事者資格」（備付-78）や本学認定の「口腔ケア支援介護福祉士」の資格取得（備付-48）など、技術の獲得により、就職活動の幅が広がるように積極的に支援している。また、学生が早期に自身の進路について向き合えるよう、2年次前期には「福祉キャリアデザイン」の授業の中で、卒業生アドバイザーによる就職ガイダンスとして、数名のキャリアの違う卒業生を招き、介護福祉士として所属する施設の仕事紹介、実体験を基にした問題解決型授業を聴講する機会を設けている（提出-１-②pp.147）。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学習成果の獲得を図るため、平成 30 年度より教育資源として無線 LAN・e-learning システムを導入し、双方向授業が行える環境を整備したが、十分には普及しておらず、教員の活用の強化を図る必要がある。また、学生アンケートでは、学内設備について、「インターネットの使いやすさ」「コンピュータの施設や設備」の満足度が改善していなかったことから、パソコン教室の機器はノートブック型に更新し、学生への貸し出しも行うなど、利便性を高めてきたが、より学生の活用が活性化する体制への改善の検討が必要である。

学生の生活支援体制としてこれまでにコミュニティホール 1・2・3 を整備してきたが、屋内環境にとどまっている。屋外の自然を感じる環境でのコミュニケーションの場の提供を検討する必要がある。また、学生の体調管理のため年 1 回健康診断を実施しているが、学生の自己管理意識の強化と学内での感染症予防等の観点から、日常的な健康管理体制を強化する必要がある。

歯科衛生学科の進路支援では、専攻科への進学を希望する者が年々増加している。定員は 20 名となっていることから進学をあきらめる者も多い。しかし、指導教員 1 名に対して担当専攻科生 5～6 名で個別指導を行っていることから、教員の負担が大きくなっているのが現状で、指導教員の確保が大きな課題となる。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞
特になし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

三つの方針」について、今後の法令の改正や社会情勢の変化、社会的要請等を踏まえて順次改正・改定を検討していく。平成26年度より社会人としての汎用的能力の獲得をめざし、generic skillsを判定するためのPROGテストを導入し、学生個々の汎用的能力の評価を進める。

保健福祉学科では、平成24年度入学生から開講した「医療的ケア教育」について、教育内容の充実を目指し、短大での基礎教育と施設での実践教育の連携を図り、「認定特定行為業務従事者資格」の取得支援を行う。

歯科衛生学科では、平成25年度から開始した「口腔医療センター」での臨床実習について、平成26年度以降に実習内容の検討を進める。また、学修ポートフォリオの記載内容を体系的に自己評価ができるよう改善する。資格取得支援については、本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」「口腔機能向上推進歯科衛生士」に関する認定要件の基準を整備し、高齢社会に対応できる歯科衛生士を育成する。

保健福祉学科では、学習成果の取り組みとして国家試験対策において3つの対策を行う。①1年次から2年次への連携科目や授業内容を系統化する。②シラバスについては、より学習しやすいように選択科目や専門発展科目の実施時期を変更する。③2年間を通して全国模擬試験の設定および試験前の基礎強化演習と集中個別指導を設定する。

両学科ともにルーブリック評価を活用し、学習支援を行う。

年々手技の修得に時間を要する学生が増えているので、実習室の時間外開放と学生が自学自習できる教育視覚媒体等の作成を含む学習環境の整備を図る。

専攻科においては、平成27年度には、現在の「認定専攻科」と新たに本学での学修成果レポート審査を行う「特例適用専攻科」の2本立てで学位申請を行うことになるので、「特例適用専攻科」の審査体制を整える。また、医科歯科総合病院における専門歯科診療科での学びだけでなく一般開業医の診療に準じた「口腔医療センター」での臨床実地を組み込み、患者対応の幅を広げる。

就職支援に関しては、両学科ともに学力や技能技術の不足ではなく、コミュニケーション能力の不足から採用に至らない学生が現われている。そのため、より実践的なコミュニケーション能力を向上させる教育の支援が課題となる。

入学者の受け入れにつながる大学案内・ホームページの検討を行って、入学者受入れ方針と本学の特徴の周知を図ることが必要である。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）ならびに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、平成 22 年に本学教授会の議を経て決定され、平成 28 年度末に改定案を策定し、平成 29 年 4 月 1 日学校教育法施行規則改正に併せて改定を行った。本学では、専門の知識や技術の修得だけでなく人間として信頼される歯科衛生士並びに介護福祉士の養成を目的に、教養と良識を備えた人間形成を教育理念として、平成 26 年度より社会人として必要な汎用的能力の獲得をめざし、generic skills を判定するための PROG テストを導入したが、本学が専門職種を養成する学科であることから一般的な文系・理系の学科と比較分析することが難しく、分析結果が明確でないことが問題となっていた。そこで、本学では PROG テストの結果と汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）を用いて相関等を分析することとした。PROG テストは継続して実施し、引き続き相関等の分析は教育支援・教学 IR 委員会で行う。

保健福祉学科では、平成 24 年度入学生から実施している「医療的ケア教育」については、施設実習先との連携のもと平成 30 年度では教育施設を 9 施設に増やし対応した。

歯科衛生学科では、開業歯科医院に診療形態が近い「口腔医療センター」での臨床実習を平成 25 年から開始したが、平成 31 年度より医科歯科総合病院での実習だけでなく多様な形態での学びの実践を期待して、一般開業歯科医院（41 歯科医院）での臨床実習を福岡歯科大学同窓会の協力を得て実施する運びとなった。学修ポートフォリオについては、これまでは単一学年での取り組み状況の記載方法であったが、平成 31 年より 3 年間分をまとめ、記入時間の設定や提出周期の短縮、学生の目標達成に向けた学習への取り組みの計画立案・振返り・改善計画の PDCA サイクルの強化とともに、教員コメント記載欄の工夫を行い、助言教員からのアドバイスが受けやすいよう様式を一部変更し改善を行った。資格取得支援として本学認定の「口腔介護推進歯科衛生士」「口腔機能向上推進歯科衛生士」の認定要件については、平成 31 年度第 27 回合同教授会（令和 2 年 3 月 25 日開催）にて審議し、令和 2 年 3 月 25 日より適用とした。

保健福祉学科では、国家試験対策において、①学生の学習成果の獲得に向けて1年次から2年次への連携科目や授業内容の進度が学習成果の向上に繋がるかを系統化する。②シラバスについて、より学習しやすいように「社会福祉概論」「介護の基本」および選択科目や専門発展科目の実施時期を変更するなどの改善を行う。③2年間を通した全国模擬試験の設定（時期と回数）および試験前の基礎強化演習と集中個別指導を設定する3つの対策を計画し実施した結果、第32回介護福祉士国家試験（令和2年1月実施）では受験生10名全員が合格した。

ルーブリック評価については、平成 29 年度にルーブリックに関する FD ワークショップを 2 回開催（アセスメント・ポリシー作成ワークショップを含む）し、初年次導入教育、また、学生相互で行うピアサポート学修の評価に活用している。歯科衛生学科では、平成 30 年度に一部の基礎実習の実技試験に適用し、また、臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った。

年々手技の修得に時間を要する学生が増えている。そのため、平成29年度より専攻科によるティーチング・アシスタントを活用し実習室の時間外開放とともに、令和2

年度には学生が自学自習できる教育視覚媒体（Moodleの活用）の作成を試み学習環境の整備を図った。

専攻科においては、平成 27 年度より「特例適用専攻科」による指導体制を 4 つの学系に分け、指導教員をそれぞれ配置した。また、医科歯科総合病院だけでなく、臨床実地としての専攻診療科に「口腔医療センター」を含むとともに、平成 29 年度より開業歯科医院での臨床実地を希望する学生には選択研修として実践の場を組み込み、患者対応の幅を広げる工夫を行った。

就職支援に関しては、コミュニケーション能力の不足から採用に至らない学生が現われていることから、アクティブ・ラーニングの手法を活用し、学生が能動的に学習する機会を増やし、より実践的なコミュニケーション能力の育成を初年次から授業や実習を取り入れ、日常的に能力を向上させる教育の支援を行うことで、臨床や介護の現場で実践を積むことができ、近年の実習先や就職先での評価が向上している。

ここ数年入学者の定員割れが起きている。高校生に本学の周知を図る目的で､大学案内・ホームページのリニューアルを継続して検討する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学位授与の方針の見直しとして、令和元年度に自己点検評価委員会にて作成したコモンルーブリックの文言を令和2年度に平易に改め、令和3年度に評価を実施する。次に、教育課程の見直しとして、令和2年度入学生より2年次（令和3年度実施）の介護研修を「選択科目」から「選択必修科目」に改めた。教養科目と組み合わせたカリキュラム変更の実施状況を令和4年度に検証する。

卒業後の学習成果の獲得状況を可視化する指標として活用している歯科衛生学科の就職先からのアンケート調査の回収率を現在の26％から10％程度増やし、評価の精度を上げる。また、学生個人の学習成果獲得の目標達成の可視化とPDCAサイクルの強化を図るため、平成31年度より学修ポートフォリオの様式を改め3年間分まとめ、新たな形式で令和2年度入学生から開始することとした。学習成果獲得を含めた学生自身の自己管理能力の向上を検証し、改善を図る。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7－基準Ⅲ

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

【提出資料】

なし

【備付資料】

17. 令和元年度私立大学研究ブランディング事業報告書
18. 平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業報告書
36. FD・SD 実施結果一覧
82. 教員個人調書［様式 18］
83. 教育研究業績書［様式 19］
84. 非常勤教員一覧表［様式 20］
85. ウェブサイト「情報公開・修学上の情報等」
    http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/study.html
86. ウェブサイト「私立大学研究ブランディング事業」
    http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/branding/index.php
87. 専任教員の年齢構成表
88. 専任教員の研究活動状況表［様式 21］
89. 外部研究資金の獲得状況一覧表［様式 22］
90. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報等」
    http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html
91. 福岡歯科大学学会雑誌
92. 教員以外の専任職員の一覧表
93. 福岡歯科大学（短大）防災マニュアル

備付資料-規程集 4. 1-010 学校法人福岡学園組織規程
備付資料-規程集 7. 1-013 学校法人福岡学園事務連絡会規則
備付資料-規程集 10. 1-016 学校法人福岡学園課長会規則
備付資料-規程集 11. 1-020 学校法人福岡学園事務分掌規程
備付資料-規程集 12. 1-025 学校法人福岡学園就業規程
備付資料-規程集 13. 1-026 学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
備付資料-規程集 18. 1-033 学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則
備付資料-規程集 45. 1-093 福岡学園情報セキュリティポリシー
備付資料-規程集 46. 1-094 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
備付資料-規程集 47. 1-095 重要情報漏洩等対応マニュアル
備付資料-規程集 52. 1-100 学校法人福岡学園人事考課規程
備付資料-規程集 54. 1-103 人事考課マニュアル（短大教員用）
備付資料-規程集 55. 1-105 人事考課マニュアル（事務職員等用）
備付資料-規程集 64. 1-130 学校法人福岡学園教職員旅費規程

備付資料-規程集 103．1-260 学校法人福岡学園防火・防災管理規程
備付資料-規程集 173．4-035 福岡医療短期大学教員選考規則
備付資料-規程集 174．4-036 福岡医療短期大学教員選考細則
備付資料-規程集 183．4-062 福岡医療短期大学学務・FD 委員会規則
備付資料-規程集 195．4-080 福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程
備付資料-規程集 196．4-081 福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
(2)　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3)　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
(5)　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
(7)　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学の教員組織は表 1（教員組織の概要）に見られるように編成されている。専任教員数は 18 名で短期大学設置基準に定める教員数（20 名）に対して、現在、2 名不足しており、充足に向けて検討をすすめている。

専任教員の平均年齢は、45.4 歳（教授 57.8 歳、准教授 46 歳、講師 43.5 歳）であり、専任教員の年齢構成は 40～50 歳代の教員が多い。専門的に経験豊富な教員による教育体制が整備されている。専任教員は、それぞれ博士 5 名、修士 4 名、学士 5 名の学位を取得している。平成 30 年度に講師 2 名が修士号の取得をし、また講師 1 名が大学院修士課程に入学した。歯科衛生学科専任教員においては、歯科医師は、認定医 1 名、専門医 1 名、指導医 1 名、歯科衛生士は、6 名のうち 2 名は全国歯科衛生士教育協議会認定の「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得している。また、歯科衛生学科の専任教員には、4 年制大学への改組も視野に入れ、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修を計画的に受講させるよう学長・学科長が協議を行っている。保健福祉学科専任教員においては、看護師 1 名、介護福祉士 4 名、社会福祉士・精神保健福祉士 2 名、管理栄養士 1 名、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格保持者が 3 名いる。専任教員の職位、学位、研究業績等については、短期大学設置基準の規定を充足しており、それらについては、ホームページ上に公表している（備付-85,86,90）。

また各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに、非常勤教員（兼任講師・非常勤講師）34 名を配置している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴など、短期大学設置基準の規定を遵守している。また、令和元年時点において補助教員は配置していない。

専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の採用、昇任は、「福岡医療短期大学教員選考規則」（備付-規程集 173)、「福岡医療短期大学教員選考細則」（備付-規程集 174）に基づき、委員会を設置し候補者を学長に報告するとともに教授会で意見を聴取し学長は理事長に推薦する。

表 1　教員組織の概要（人）　（平成 31 年 3 月 31 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
歯科衛生学科	5	1	3	3	12	10		3	1	20	専任教授に学長を含む
保健福祉学科	2	0	3	1	6	7		3	0	13	
専攻科	(5)	(1)	(3)	(3)	(12)	－		－	0	11	専任は歯科衛学科と兼務
（小計）	7	1	6	4	18	17		6	1	44	
〔その他の組織等〕	0	0	0	0	0					0	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
（合計）	7	1	6	4	18	20		7	1	44	

表 2　福岡医療短期大学教員数（人）　　各年度 5 月 1 日現在

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科	歯科衛生学科	保健福祉学科
教授	3	3	3	2	4	2
准教授	2	1	2	0	1	0
講師	3	3	4	3	3	3
助教	3	0	3	1	3	1
助手	1	0	1	0	0	0

[区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
（2）　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
（3）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（4）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（5）　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
（6）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（7）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（8）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（9）　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
（10）　FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
（11）　専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

本学の専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づいて、関連する分野における幅広い知識を得ることを目的として、所属する各専門の学会や研究会および研修会などにできる限り出席・参加し見識を広めている。研究活動は、教員個々の専門領域で行われ、そのほか授業と直結した教育研究なども行われており、教員個人の研究業績はホームページ上に公開している（備付-85,88）。平成 29 年度には、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の助成を得て、研究テーマ別に 4 つのチームに分かれ、研究を活性化させた他、教員全員が利用できる共同研究室の改修を行った（備付-17,18,86）。この事業を契機に若手教員の研究活性を図り、科学研究費の獲得に繋げるよう努めている。

科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員が毎年申請を行っており、補助金も毎年採択されている（表 3）（備付-89)。福岡歯科大学との共同研究は短大教員の出身講座を中心に以前から実施されている。歯科衛生士教員については、平成 28 年度から、看護大学との共同研究が開始されているが、平成 29 年度には、福岡歯科大学研究ブランディング事業に本学教員 2 名が、共同研究者として参加し、両大学との共同研究が着実に進んでいる。

表 3　短大外部資金獲得状況　（単位:千円）

	科研費 件数（金額）	文部科学省私立大学 研究ブランディング事業	大学教育再生加速 プログラム
平成 29 年度	4（7,930）	15,540	18,032
平成 30 年度	2（1,430）	36,000	18,650
平成 31 年度	2（3,250）	20,000	9,334

教員の研究活動を支援する規程には、「学校法人福岡学園教職員旅費規程」（備付-規程集 64)、「学校法人福岡学園教職員旅費規程第 18 条第 2 項及び第 23 条に規定する日当細則」（備付-規程集 64)、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程」（備付-規程集 195)、「福岡医療短期大学専任教職員研修派遣規程施行規則」（備付-規程集 196）がある。

毎年、福岡歯科大学主催の「人を対象とする研究の倫理及び研究の実施に関する研修会」に全教員が参加している。研究成果は、教員個々の所属学会や福岡歯科大学学会雑誌で公表されており発表する機会は確保されている（備付-91)。

研究時間の確保については担当の授業、大学の諸行事、入学試験等の業務以外の時間を利用して、個人研究費を活用し上記の諸規定に従って研究発表や研修を行っている。若手教員はもちろん、教員全般についても研究の質向上については各教員の研究時間の確保が不可欠であることから、教員の研究時間の確保策を検討した。

規程の中に専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定を整備しており、海外でも研究活動等を行うことができる（備付-規程集 195,196)。

本学の令和元年度に行われた FD 活動（備付-36）は、①学内で行われる FD（アクティブラーニングフォローアップについて等）（9 回）②福岡歯科大学の FD 講演会（3 回）計 12 回行われた。本学の FD の開催については、「福岡医療短期大学学務・FD 委員会規則」（備付-規程集 183)に基づき行われ、教育方法や教員の資質向上を目的に企画・運営を行っており、福岡歯科大学主催の FD にも可能な限り参加し教育の質的向上を目指している。また、「大学教育再生加速プログラム（AP）」の取り組みにおいて、学修成果の可視化のための学修ポートフォリオの実施や、FD 講演会を実施した。学生の学修状況と学修成果については、教育支援・教学 IR 委員会と連携して課外学修等の調査や分析を行っている。短大の事務課職員は学園職員を対象として企画されている SD に毎回参加しており、また本学で実施している大学教育再生加速プログラムの FD・SD ワークショップ（久留米信愛短期大学との共同開催）にも毎年参加している。また、こうした研修へ取り組みは、人事考課に反映される仕組みが作られてい

る。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　事務組織の責任体制が明確である。
(2)　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3)　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(4)　事務関係諸規程を整備している。
(5)　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(6)　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
(7)　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
(8)　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
(9)　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

福岡学園の事務組織は「学校法人福岡学園組織規程」（備付-規程集 4)、「学校法人事務分掌規程」（備付-規程集 11）に基づき事務局長の下に、13 課で構成されており、短大事務課では、学務、学生支援、入試等の事務を分掌している。短大事務課は、法人事務組織と離れた場所に配置されているが、月 1 回開催される事務連絡会（備付-規程集 7）や通常月 2 回開催される課長会（備付-規程集 10）において学園全体の現状把握に努めている。短大事務課職員は 3 名で構成され、全員 5 年以上学務関係の業務に従事しており、専門的な職能を十分に有している。また、情報図書館分室の嘱託職員は図書館司書資格を有しており、本の貸借はスムーズに行われ、学生への支援につながっている。事務局関係の諸規程については規程集（備付-規程集）のとおり整備している。

事務室には、事務備品・用品などのハード面における環境も十分に整備され、事務課職員が適切に運用管理している。

防火対策については、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」（備付-規程集 103）により、消防法などの法令に従い設備点検等を行う他、教員・事務課職員・学生を含めた自衛消防隊を編成している。地震等の大規模災害については、学生全員に配布する「学生の栞・シラバス」（提出-１-①～⑤p.30）の中に「地震発生時の対応マニュアル」を記載している。教職員には「防災マニュアル」（備付-93）を作成、配布している。また、毎年、新入生及び新任教職員を対象に、防災訓練を実施している。情報システムの安全対策については、「福岡学園情報セキュリティポリシー」（備付-規程集 45)、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」（備付-規程集 46)、「重要情報漏洩等対応マニュアル」（備付-規程集 47）を整備している。短大の学務システムは

短大事務課で管理されており、LAN 管理室の協力のもとに、外部からの不正アクセスに対応している。外部への情報漏洩防止については上記のマニュアルを遵守している。教職員の全パソコンは学園の LAN 管理室が一括して管理しており、学内の全てのパソコンについてウイルス感染予防ソフトをそれぞれインストールすることが義務づけられている。

SD に関しては、「学校法人福岡学園就業規程」第 36 条（備付-規程集 12）に基づき策定した「学校法人福岡学園職員研修体系」により、平成 23 年度から学内研修を階層別研修と専門研修に分けており業務改善や教職協働に向け、階層別研修として新採用職員研修、中堅職員研修、係長研修、課長研修等を毎年実施、専門研修として、ICT スキルアップ研修、ハラスメント講演会等を実施し、事務職員の資質向上に努めている（備付-36)。

短大事務課では、情報の共有や業務の効率化等を目的に必要に応じて活性化会議を開催し、問題点の改善に努めている。

本学が設置している委員会のほぼ全てに事務課長が構成員として参加し、大学内のあらゆる事項について情報を共有しているほか、全事務職員が専任教員との連携を密にし、学習成果の獲得につながるように教職協働のもとに学生支援に取り組んでいる。また、同法人の福岡歯科大学・福岡看護大学・介護保険施設の兼任講師や学外の非常勤講師との連携も密にし、講義・実習の円滑化に努めている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

（2）　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

（3）　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する事項は、「学校法人福岡学園就業規程」（備付-規程集 12）に基づき定められ、これに基づいた運用がなされており、就業規程は学内 LAN を用いた「福岡学園諸規程集」により教職員に周知している。また、職員の人事異動時には、オリエンテーションを実施しており、短大の新任教員には学長が随時オリエンテーションを行っている。

教職員の就業に関しては、「学校法人福岡学園教職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程」（備付-規程集 13）に基づき、自ら出勤簿に押印し、勤務状況は福岡学園総務課人事係が管理している。また、「学校法人福岡学園育児・介護休業等に関する規則」（備付-規程集 18）により、育児休業・介護休業等を取得することができ、平成 30 年度は 2 名が「育児短時間勤務制度」を利用した。また、年 1 回ストレスチェックを実施し、その結果に基づき、対応が必要な教職員には適切に対処している。

本学では、「学校法人福岡学園人事考課規程」（備付-規程集 52）および「福岡学園人事考課マニュアル（福岡医療短期大学教員用）（事務職員等用)」（備付-規程集

54,55）に基づき人事考課を実施している。この制度は、より質の高い大学教育、教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供に向け、教職員一人ひとりの重点目標への貢献を促し、貢献に応じて適切に評価し処遇につなげていくことを目的としている。人事考課は、一次考課は学科長が教員を評価し、事務課長が職員を評価する。二次考課は学長が教員全員を評価、福岡学園事務局長が事務課職員全員を評価し、その結果を理事長と協議して最終考課を行い、その結果を各教職員にフィードバックしている。また、人事考課の結果は、昇任・降任、昇給・降給、昇格・降格、業績手当及び年度末手当の処遇に適切に反映されている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数（20 名）に対し 2 名不足しているため、早急に充足したい。

専任教員は、さらに上位の学位の取得を目指すことにより、教育の質のレベルを上げていくことが課題である。

研究の活性化も教員の資質の向上につながる大切な取り組みと位置付けたい。研究費の獲得状況は下降傾向であるため、今後、抄読会等において各々の研究の成果を発表し、さらなる研究の活性化に努め、また申請に向けて計画調書のブラッシュアップ活動も同時に行っていくことが必要である。特に若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費補助金獲得への指導を行うことが必要であるとともに本学全体の研究のレベルアップが必要である。奨学寄附金については獲得状況がまだ少ないので、これも増加させる必要がある。外部資金の獲得を目指すにあたっては、福岡学園の担当部署と協同・連携して情報の収集、文部科学省との連絡を行う必要がある。また、同法人の福岡歯科大学や福岡看護大学との共同研究や 3 つの介護保険施設を利用した研究の活性化もすすめる。

事務課職員と教員は、今後さらに連携を密にし、教職協働で短大一丸となって学生への多面的な支援を行い、学習成果の向上を図るとともに、教職員ともに少人数で業務を遂行していることを踏まえ、短大全体の業務をより効率化することが必要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

【提出資料】

なし

【備付資料】

90. ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報等」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html

93. 福岡歯科大学（短大）防災マニュアル

94．校地、校舎に関する図面
95．図書館の概要
96．情報図書館利用ガイド
97．安全な学生生活のために
備付資料-規程集 45．1-093 福岡学園情報セキュリティポリシー
備付資料-規程集 46．1-094 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
備付資料-規程集 47．1-095 重要情報漏洩等対応マニュアル
備付資料-規程集 77．1-190 学校法人福岡学園経理規程
備付資料-規程集 100．1-250 学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程
備付資料-規程集 103．1-260 学校法人福岡学園防火・防災管理規程
備付資料-規程集 107．1-276 学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則
備付資料-規程集 108．1-277 学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則
備付資料-規程集 109．1-280 学校法人福岡学園施設管理規程
備付資料-規程集 198．4-090 福岡医療短期大学情報図書館分室規程
備付資料-規程集 199．4-091 福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
（2）　適切な面積の運動場を有している。
（3）　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
（4）　校地と校舎は障がい者に対応している。
（5）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
（6）　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
（7）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
（8）　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
（9）　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
　　① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
　　② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
（10）適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は福岡学園敷地内の福岡歯科大学・福岡看護大学と多くの設備を共有しているため、施設・設備等の点検・評価にあたっては一部大学と短大とを併せた形で記載する。

本学の校地および運動場は共用である。短期大学設置基準面積 3,200 ㎡に対し校地面積は 103,520 ㎡（運動場用地；22,040 ㎡を含む）、短期大学設置基準面積 3,200 ㎡に対し短大校舎の総床面積は 8,112 ㎡であり、校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。また、適切な面積の運動場を有している（備付-94）。

バリアフリーの観点から、校舎東側の出入口のスロープ、自動開閉ドア、障がい者用トイレ（1 階）、階段の手すり、階段昇降機（1 階から 3 階まで）等を設置しており、校地と校舎は障がい者に対応している。

短期大学校舎は 1 棟で、2 学科及び 1 専攻科共用で使用する講義室やパソコン教室等の他、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室、実験室を有している。私立大学研究ブランディング事業として、地域公開講座に対する環境整備のために平成 31 年 3 月に 308 教室を、令和元年 9 月に 2 階歯科診療実習室視聴覚設備の改修工事を行った。

情報教育に対応するため、パソコン教室にはノート型パソコン 48 台を設置し、有線および無線 LAN の環境を整備している。無線 LAN については平成 30 年 9 月に Wi-Fi ルーターの増設工事を行い、全館で無線 LAN を利用できるよう環境を改善し、毎年学生に対するスマートフォン、パソコンの接続登録を行なっている。パソコン教室は、「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科 1、2 年次）、「情報処理演習」（専攻科）、「福祉と情報処理」（保健福祉学科 1 年次）などの授業に使用するとともに、歯科保健指導用媒体、施設実習報告会資料、卒業研究発表用資料、卒業論文および学修成果レポートの作成等、全学的に活発に利用している。パソコンはパソコン教室のみならず、情報図書館分室にコピー機 1 台とともにパソコン 4 台、コミュニティホール 2 にプリンター2 台とともにパソコン 2 台、202 教室にプリンター1 台、パソコン 3 台、スキャナー1 台を設置しており、学生が常時使用可能である。情報図書館分室のパソコンは開館時間内に、情報の収集や自習に積極的に活用している。またこれらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。講義室においては、その使用目的に応じてプロジェクター、資料提示装置等を設置している。このほかに、携帯型の液晶プロジェクターが 4 台あり、プロジェクターが設置されていない講義室で適宜使用している。全体的な機器・備品の管理については、短大事務課で行い、日常的な使用・点検は各学科にて行っている。また、3 階の 303～308 講義室は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を有し、インターネットに接続できる環境を整えている。

情報図書館分室は福岡医療短期大学校舎 1 階にあり、「福岡医療短期大学情報図書館分室規程」（備付-規程集 198）により管理・運営されている。バーコードをつけた学生証を使用し、図書の貸し出しを管理している。受付、閲覧室、書庫等があり、面積は 247 ㎡で適切な広さを有している（備付-95）。閲覧席 48 席と視聴覚席 2 席、パソコン席 4 席があり、閲覧席数は、学生総数平成 30 年度 263 名、平成 31 年度 235 名に対し、18％以上の割合である。蔵書数は 12,017 冊、所蔵雑誌種数は 94 種である。さらに、学生は学生証および本学教職員は職員証で福岡歯科大学 9 階・福岡看護大学 1 階の情報図書館も自由に活用でき、その面積は 1,319 ㎡で、座席数 88 席、蔵書数 134,737 冊、所蔵雑誌種数 1,456 種を有し、蔵書数、学術雑誌数及び座席数等は十分

である。また、購入図書選定システムや廃棄システムは「福岡医療短期大学情報図書館分室図書管理規則」（備付資料-規程集 199）に規定されている。購入の際には、同規則第 4 条に規定されている年度図書調達計画に基づき、学生の図書委員により取り纏められた学生全体の希望図書を、教員の希望図書とともに短大図書委員会で審議し、教授会で決定した後、情報図書館が調達している。なお、本学園にない図書は、情報図書館のホームページにある相互貸借申込フォームによりメールで申し込み、他大学の図書館から取り寄せることができる。

また、福岡市立図書館とは、図書の相互貸借を行っている。

情報図書館分室には司書の資格を有する情報図書館分室職員が 1 名配置されている。

情報図書館分室は、学生が自己学習に活用する参考図書及び教員が研究・教育に活用する図書を基本としており、歯学や歯科衛生学、介護福祉学に関する専門的な図書を蔵し、学生ならびに教員が有効に活用している。なお、学内のパソコンから、福岡歯科大学ホームページの情報図書館データベースにアクセスし、図書館だより、利用ガイド、新着図書の検索、蔵書検索、所蔵雑誌検索、文献検索等を行うことも可能である（備付-96)。

体育館の面積は 3,449 ㎡であり、適切な面積の体育館を有している。体育館は「健康生理学」（歯科衛生学科 1 年次）「レクリエーション理論」（保健福祉学科 1 年次）やバレーボール、バスケットボールなどの部活動、体育祭などで有効に活用している。また体育館以外にも、学園内の運動施設として、野球・サッカーおよびラグビー兼用のグラウンドや多目的グラウンド、さらにテニスコート（2 面)、弓道場も大学との共用で常時使用することができる（備付-90,94)。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1） 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2） 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

（3） 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

（4） 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

（5） コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

（6） 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備・物品管理については、「学校法人福岡学園経理規程」（備付資料-規程集 77)、「学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集 100)、「学校法人福岡学園施設管理規程」（備付-規程集 109）を整備し、適切な管理を行っている。また、施設設備の維持管理は、「福岡学園第三次中期構想」に基づいて策定された毎年度の事業計画に沿って講義室設備の改善等を行っている。また、施設課職員が定期的に学園の建物等の巡回点検を行っている。

非常時の学生の安全確保のため、「学校法人福岡学園防火・防災管理規程」（備付資料-規程集 103）に基づき、防火・防災計画の策定や消防設備の年 2 回の定期点検等を行っている。地震対策においては、短大の校舎は耐震診断により耐震補強は必要ないと診断されたが、非常時の学生の安全に留意し同規定に基づき「福岡歯科大学（短大）防災マニュアル」（備付-93）を整備し、周知を図るなどの対応をとっている。また、教員・事務課職員・学生を含めた自衛消防隊を編成し、防災啓蒙活動や、新入生・新任教職員を対象に消防訓練（消火訓練、降下訓練、非常階段、消化器、AED 等の位置確認等）を実施しており、自身の役割および災害時の行動計画について認識する機会としている。

学内の防犯対策として、午後 8 時以降は自動で校舎の出入口をロックされ、それ以降の入館は、教員の入館カードで開錠し校舎へ入るシステムをとっている。また、大学生活における防犯意識を高めるために、毎年 4 月に所轄の警察署に依頼して「新入生防犯教室」を開催し、防犯・薬物使用禁止の啓蒙活動を行っている。さらに、学生には防犯ブザーを配布し、防犯意識の強化を図っている。また夏季・冬季休暇等に合わせて「安全な学生生活のために」（備付-97）により改めて生活指導を行うことにより、防犯、薬物使用禁止等の防犯意識を常に持つよう指導を行っている。なお、不審者対策として、1 階入口には用件の無い部外者の校舎への立入り禁止を明記した張り紙の掲示や、校舎および女子トイレの出入口すべてに監視カメラを設置している。また校舎の周りには夜間照明を設置し、警備員が定期的に巡回している。

本学のコンピュータシステムのセキュリティ強化は、福岡歯科大学長（以下、大学長）が委員長である「情報システム委員会」が LAN 管理室と連携して種々の対策を講じている。また、個人情報等の漏洩防止は、「福岡学園情報セキュリティポリシー」（備付-規程集 45）と「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」（備付-規程集 46)、「重要情報漏洩等対応マニュアル」（備付-規程集 47）に基づき、情報セキュリティ講習会（初級編・中級編）を全教職員に実施している。短大においては、教授会等で個人情報の取り扱いについて注意を促すとともに、教職員が所有するパソコンにはセキュリティソフト（ウイルスバスターcorp.クライアント）の導入が義務づけられ、セキュリティ対策をしている。学生が使用するパソコンに関しても、教職員と同様のセキュリティソフトを使用することでセキュリティ強化を図っている。

省エネルギー対策には、「学校法人福岡学園冷暖房の取扱細則」（備付-規程集 108）に基づき、教職員に対し電力消費量削減の協力を促している。本学園では本細則および「学校法人福岡学園エネルギー管理委員会規則」（備付-規程集 107）により定められた委員会からの電力使用状況の報告により各人の自覚を促し、全学的な協力要請を求めている。具体的には、空調機器の適切な使用、照明の間引きなどを行っている。省資源対策では、紙資源のリサイクルや廃棄物の分別回収を全学的に推進している。また、医療・福祉に携わる者としての自覚を促すため禁煙運動を推進し、短大敷地内における喫煙を禁止している。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

私立大学研究ブランディング事業の地域公開講座の拡充を目的に、平成 31 年 3 月に 308 教室、同年 9 月に 2F 診療実習室の視聴覚設備工事が行われ、同時に視聴覚設備が一新されたことにより、より円滑な講義、実習が可能となったが、一方で整備・拡充が必要な箇所は多くあり、今後、計画的に整備していく必要がある。

短大構内には、駐輪場が 3 ヶ所設置されているが、建物入口に近い 1 ヶ所に集中して利用されており、指定されたスペースよりはみ出して駐輪している。これは、安全面、景観面から好ましくないため、駐輪場を整備・拡充する必要がある。また、学生が自由にくつろげる場所が不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境整備が必要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

【提出資料】

なし

【備付資料】

94. 校地、校舎に関する図面

98. 学内 LAN の敷設状況

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュー

タ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

教育課程編成・実施の方針に基づいて平成 28 年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助事業：タイプ 1「教育の質的転換」を活用し、パソコンを従来の情報処理教育だけではなく、アクティブ・ラーニング等での学習形態に広く使用し、情報技術向上の機会の充実を図ってきた。

3 階のパソコン教室の従来のデスクトップ型パソコンをノート型パソコンに変更し、48 台設置して有線および無線 LAN 環境を構築している。また Wi-Fi ルーターを 2 階の小講義室（201、202、203）、1 階の 101 講義室、コミュニティホール 1 にも設置し全館で無線 LAN を利用できるよう改善した（備付-98）。無線 LAN の整備とノート型のパソコンの導入により、パソコン教室に限定されることなく、アクティブ・ラーニング等の授業を効果的に実施できる環境を整えた。

平成 29 年度に情報図書委員会によってノート型パソコンの学生貸出が開始され、短大内で自由にパソコンを利用することが可能となった。更に平成 30 年度には、ノート型パソコンに Wi-Fi 設定を完了し、アクティブ・ラーニングの更なる充実を図った。また、コミュニティールーム 1 と 101 講義室には、大型モニターとしても使用できる電子黒板を 2 台設置し、アクティブ・ラーニング等の授業で使用できる少人数グループ学習のための可動式デスク 100 台とチェア 100 脚も設置している。

インターネットの環境整備に関しては、本学は、福岡学園の FDCNET のドメインに属し、教職員は College セグメント、学生は Student セグメントにて、福岡学園の情報図書館の LAN 管理室で管理を行っている。インターネットのウイルス対策については、平成 29 年度より教職員は全員ウイルスバスターコーポレートエディションをインストールしている。また、LAN 管理室の短大グループリーダーが定期的にウイルスバスターコーポレートエディションのインストールの有無や、Windows、Mac、Android のアップデートが定期的に行われる設定になっているかを点検している。

学生には入学と同時に学園からメールアドレスが付与され、歯科衛生学科の「情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」、保健福祉学科の「福祉と情報処理」において、学修課題等の提出をメールの添付ファイルで行うように指導している。また、学生掲示板システムも稼働しており、学生が授業時間の変更等を携帯電話で確認ができるようになっている。また、携帯電話を利用したメールシステムも稼働しており、このシステムを学生の呼び出し、連絡等に適宜活用している。これらの技術支援は LAN 管理室が主に行うが、基本的な管理業務は本学の情報システム委員が対処している。

学生の学習と教員の教育研究を支える情報技術について、教職員は LAN 導入時に情報システム委員会が開催する各種情報技術向上のための研修を受け、ウイルス対策などセキュリティに関する技術、セキュリティポリシーの確立など学園全体で取り組むべき事項に関しては、情報システム委員会や LAN 管理室と協同してトレーニングを実施している。

学生に対しては、パソコン教室で行う「情報処理実習Ⅰ、Ⅱ」（歯科衛生学科）、「福祉と情報処理」（保健福祉学科）、「情報処理演習」（専攻科）等の授業科目により

情報技術の向上に関する教育を行っている。さらに、授業や実習中に生じた偶発的なトラブルについては、速やかに教職員が協力して問題解決を図り、教員間で解決不能な問題が生じた場合は、学園の LAN 管理室によるサポートを受けている。また、パソコン教室および LAN システムの管理については平成 29 年度より短大情報図書委員会委員長が責任者となり、運営については情報図書委員会が行う事とし、管理運営をこれまでの個人から組織へと移行して管理運営体制の脆弱性を是正した。

プロジェクターや資料提示装置については、講義室を使用する教員が機器の状況を把握し、経年劣化したものについては順次交換し、事務課と共同して計画的に維持・管理し、適切な状態を保持できるよう努めている。また、パソコンについては情報図書委員会が適切な状態になるように管理しており、さらに福岡歯科大学 4 階の情報処理実習室のパソコンも活用し、授業や自習に不足が生じないように留意している。

教職員は各人 1 台以上のパソコンを所有しており、授業で活用する教育媒体の作成や学務に関する業務に必要なソフトもインストールしている。また、国家試験対策試験では、国家試験は 4 者択一問題等のマークシート形式で行われるため、解答したマークシートの成績集計作業はマークシートリーダーを用いて速やかに実施し、早期の成績発表と学生指導を行うことで学修成果向上に努めている。さらに授業アンケートの収集、FD 活動のための配布資料や試験問題の作成・印刷等も学内で実施しており、コンピュータ等の整備は適切に行われていると考えている。

臨床系の授業や実習では臨床写真や臨床経過、実習手順等を示すために、教員はマルチメディアを利用した学修成果に配慮した授業を行っており、全員がパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使いこなしている。また、DVD 教材や YouTube 等からの教育動画も授業の中で効果的に利用している。更に、平成 30 年度より Moodle を用いた e-learning 教材作成に取り組み、一部の授業では動画教材を活用した授業を行っている。

本学においては、成績の管理や成績の推移・分析等の学習支援を目的として、教職員がコンピュータを利用する機会は多く、FD ワークショップ等を通じてコンピュータシステムの利用技術は徐々に向上している。また、全ての学生がスマートフォンを所有している現状から、携帯電話を利用した掲示板システムや連絡システムを既に構築して活用しており、時代に即したコンピュータ利用技術の向上に努めている。

303～308 の各講義室は、パソコン・資料提示装置を用いて講義が行える設備を有しており、各講義室にインターネットへ接続できる Wi-Fi 環境を整えている。パソコン教室のパソコンは、講義、実習時以外も使用でき、さらに 202 講義室、コミュニティホール 2、情報図書館分室にもそれぞれパソコンを設置しており、学生が自由に使用することができる。また、これらのパソコンは、全てインターネットに接続されており、情報収集に活用することが出来る。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

現在 1 階エントランスならびに学生ホールに大型モニターが設置されているが、その利用は主にオープンキャンパス時など限定的な利用に留まっている。授業・実習等に関する連絡や、医科・歯科・歯科衛生・福祉領域の最新の知見に関する情報発信等

更に有効的に活用することが必要である。

学生電子掲示板の活用は学生への連絡、実習記録用紙のダウンロード、教職員の情報共有など、学園全体の情報共有をする場となっているが、授業にはあまり活用されていない。教員の ICT スキルの向上を図り活用する場面を学生に多く提供していくことが求められる。

Moodle を用いた e-learning 教材は学内からの接続であったが、システムの改変により学外からも Moodle にアクセスすることができるようになった。Moodle に蓄積できる教材をさらに増やし、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。また、時間外学修に活用できる学生専用のタブレットを 2 台購入しているが、学生数に比べまだ不足している。e-learning 教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生の ICT インフラの整備を行っていくことも課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源

＜根拠資料＞

【提出資料】

11. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）［書式 1］
12. 事業活動収支計算書の概要［書式 2］
13. 貸借対照表の概要（学校法人全体）［書式 3］
14. 財務状況調べ［書式 4］
15. 資金収支計算書・資金収支内訳表
16. ウェブサイト「財務情報」
    http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html
17. 活動区分資金収支計算書
18. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳書
19. 貸借対照表
20. 学校法人福岡学園第三次中期構想（平成 29 年 4 月～令和 5 年 3 月）
21. 平成 31（令和元）年度事業報告書
22. 令和 2 年度事業計画書/予算書

【備付資料】

99. ウェブサイト「ご寄付のお願い」
    http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/businessreport/kifu.html
100. ウェブサイト「創立 50 周年記念募金」
    http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/50th/donation.html
101. 財産目録及び計算書類
102. ウェブサイト「情報公開・財務情報/事業計画・報告」
    http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html

備付資料-規程集 69. 1-160 学校法人福岡学園退職金規程

備付資料-規程集 77．1-190 学校法人福岡学園経理規程
備付資料-規程集 78．1-191 学校法人福岡学園経理規程施行規則
備付資料-規程集 83．1-200 学校法人福岡学園予算規則
備付資料-規程集 84．1-205 学校法人福岡学園資金運用規程

＜区分　基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。＞

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2)　財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
③ 年度予算を適正に執行している。
④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

［注意］
基準Ⅲ-D-1 について
(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

（b）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

福岡学園の過去 3 年度の資金収支差額は、平成 29 年度はマイナス 3,600 万円、平成 30 年度は 5 億 5,800 万円、令和元年度はマイナス 5 億 6,000 万円となっている。福岡学園では毎年度の余裕資金は債券等を購入し、長期資金として運用しているため収支差額はほぼプラスマイナスゼロで推移しており、均衡している。（平成 30 年度の収支差額分の資金は令和元年度に長期資金として運用したため、ほぼ同額がマイナスとなっている。）本学の資金収支差額は、平成 29 年度は 2,300 万円、平成 30 年度は 5,900 万円、令和元年度はマイナス 2,000 万円となっている。

また、福岡学園の事業活動収支では、基本金組入前当年度収支差額が平成 29 年度は 5 億 5,000 万円、平成 30 年度は 5 億 4,600 万円、令和元年度は 9,900 万円で推移しており、本学では、平成 29 年度は 1,100 万円、平成 30 年度は 6,500 万円、令和元年度はマイナス 1,700 万円となっている。

福岡学園の事業活動収支は収入超過で推移しているが、令和元年度の収入の部では、福岡歯科大学の在籍学生数の減による学生生徒等納付金の減、経常費補助金の定員未充足学部等に対する減額措置等による経常費等補助金の減により事業活動収入が減少した。支出の部では、退職給与引当金の計算方法の変更による人件費の増により事業活動支出が増加したため、収支差額が減少している。また、本学においては、在籍学生数の減による学生生徒等納付金及び経常費等補助金の減に伴い、事業活動収入が減少したため、令和元年度は支出超過となっている。

平成 30 年度末の資産の部合計は 652 億 6,200 万円、負債の部合計は 53 億 6,000 万円、純資産の部合計は 599 億 200 万円となっている。令和元年度末の資産の部合計は 689 億 6,100 万円、負債の部合計は 89 億 6,000 万円、純資産の部合計は 600 億 100 万円となり健全に推移している。

表 1　貸借対照表関係比率　（単位：%）

比率名	評価	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	全国平均（平成 30 年度）
純資産構成比率	△	95.9	91.8	87.0	85.7
積立率	△	97.4	100.2	99.4	72.7
流動比率	△	106.8	171.1	90.1	238.1

※ 評価 ： △ 高い値が良い

本学では、平成 30 年度まで資金収支及び事業活動収支ともに収入超過で推移してきたが、令和元年度は資金収支で 2,000 万円、事業活動収支で 1,700 万円の支出超過となった。学科別では、保健福祉学科は恒常的に支出超過となっているが、歯科衛生学科においても、収入超過は維持しているものの収支差額は減少しており、入学定員の充

足が喫緊の課題である。

福岡学園は各種特定資産を計画的に積み上げており、令和元年度末で 476 億 9,700 万円の運用資産を保有しており、安定した財政基盤を確保している。

退職金の支給に備えるため、「学校法人福岡学園退職金規程」（備付-規程集 69）に基づいて算出した退職金の期末要支給額を基に、私立大学退職金財団への掛金の累計額と調整した金額の 100%を退職給与引当金として計上している。なお、退職給与引当金に相当する特定資産を確保している。

資産運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」（備付-規程集 84）に基づき、安全かつ有利に運用することを原則とし、債券を中心に運用を行っている。債券の購入にあたっては、発行体格付けが高いもの、元本保証があるものに限定し、満期保有を原則として運用を行っている。令和元年度の受取利息・配当金収入は 6 億 3,200 万円で、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ収入となっている。

本学の過去 3 年度の教育研究経費比率は 20%を超えている。

表 2　教育研究経費比率　（単位：%）

学科名等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	全国平均（平成 30 年度）
福岡学園全体	29.7	31.3	31.0	
短大全体	25.6	21.6	26.3	大学法人：40.0
歯科衛生学科	25.2	20.5	26.4	短大法人：28.6
保健福祉学科	27.0	28.6	25.7	

※教育研究経費比率＝教育研究経費÷経常収入

本学の施設・設備については、福岡学園内の福岡歯科大学の情報図書館および体育館を含む体育施設等など多くの物的資源を共用しており、教育研究用の施設・設備の支出についての負担が軽減されている。また、施設設備及び図書等の学習資源については、本学の予算要求に対して法人の予算委員会においてヒアリングを行い、その必要性・優先順位を精査した上で、適切に予算の配分が行われている。

公認会計士の監査報告書における監査意見については、毎年度、適正意見となっている。監査における検出事項へ対応については、毎年度、常任役員会において、検出事項に対する学園の対応を報告し、適切に行っている。

寄付金の募集については、「特定公益増進法人」及び「税額控除対象法人」の証明を取得し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えている（備付-99）。また、令和 4 年に学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立 50 周年を迎えるにあたり、平成 30 年 7 月から「学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立 50 周年記念事業」の募金活動を開始（備付-100）し、「特定公益増進法人」に加え、新たに日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金制度」を導入し、受入体制の整備と同時に適正に行われている。なお、学校債の発行は行っていない。

本学の過去 3 年度の入学者定員充足率、収容定員充足率は、表 3 に示すように歯科

衛生学科、保健福祉学科ともに100%を満たしていない。保健福祉学科は、恒常的に入学定員を充足していない状況にあったため、令和2年度の学生募集を停止した。

表3　入学定員充足率

学科名等	入学定員（人）	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		入学者数（人）	充足率（%）	入学者数（人）	充足率（%）	入学者数（人）	充足率（%）
歯科衛生学科	80	64	80.0	77	96.3	56	70.0
保健福祉学科 〔職業訓練生〕	40	19 〔7〕	47.5	12 〔8〕	30.0	6 〔1〕	15.0
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	21	105.0	31	155.0	24	120.0

表4　収容定員充足率

学科名等	収容定員（人）	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		在学者数（人）	充足率（%）	在学者数（人）	充足率（%）	在学者数（人）	充足率（%）
短大全体	340	271	79.7	263	77.4	235	69.1
歯科衛生学科	240	218	90.8	202	84.2	193	80.4
保健福祉学科	80	32	40.0	30	37.5	18	22.5
専攻科 口腔保健衛生学専攻	20	21	105.0	31	155.0	24	120.0

本学の基本金組入前当年度収支差額は、平成29年度は1,100万円、平成30年度は6,500万円、令和元年度はマイナス1,700万円となっている。保健福祉学科については、令和2年度の学生募集を停止し、令和2年度をもって廃止予定であるが、歯科衛生学科についても、収入超過を維持しているものの収支差額は減少している。令和3年度以降、本学単独での運営を可能とするためには、入学定員の充足が必要である。

本学では、福岡学園の平成29年3月に制定された第三次中期構想（提出-20）に基づき、毎年度の事業計画及び予算基本方針を策定している。予算編成に際しては、事業計画及び予算基本方針に沿って、各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から「学校法人福岡学園予算規則」(備付-規程集83)に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング(予算査定）が行われる。予算査定において、事業計画との整合性及び重要性を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要とされる額を予算化する。このほか、短期大学教員等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように福岡学園

の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている。

予算決定後、事業計画とともに学園ホームページ（備付-102）において公表し、予算編成の透明性を高めている。また、予算の配当については、「学校法人福岡学園予算規則」に基づき、各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）に対して通知している。

年度予算は、各予算執行責任者の管理の下、「学校法人福岡学園経理規程」、「同経理規程施行規則」（備付-規程集 77,78）及び「学校法人会計基準」に基づき、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している。

日常的な出納業務については、財務課出納係において、適正かつ円滑に行われており、財務課長の責任の下、金銭の出納及び保管を行っている。また、現金、預金等の残高を把握し、毎週、週報を作成して理事長に報告している。

資産運用については、「学校法人福岡学園資金運用規程」（備付-規程集 84）に基づき、安全かつ有利に運用することを原則とし、債券を中心に運用を行っている。債券の購入にあたっては、発行体格付けが高いもの、元本保証があるものに限定し、満期保有を原則として運用を行っている。また、運用資産については、毎月、管理台帳に記録し、残高を把握するとともに、「学校法人福岡学園経理規程」に基づき、特定資産等の運用について理事長に報告している。

月次試算表については、「学校法人福岡学園経理規程」に基づき、毎月、財務課で作成して分析を行い、理事長に報告している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学の将来像が明確になっている。

（2）　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

（3）　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

（4）　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

（5）　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

福岡学園では、平成 29 年 3 月に制定された第三次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定的な組織運営を継続するため、収入基盤の確立及び効率的な組織運営による財務構造の改善を図り、病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新

築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」とし、財務基盤強化のための目標を次のとおり定めている。

・福岡学園が継続的に発展し、社会からの要請に的確に応えるため、第三次中期構想を踏まえた財務計画を策定する。
・学生納付金を安定的に確保するとともに、外部資金（補助金・寄付金等）の獲得及び保有資産の運用による増収に努める。
・医科歯科総合病院、口腔医療センター、介護老人保健施設は収支改善に努め、早期に独立採算による安定した運営を目指す。
・効率的予算執行と業務合理化により経費の抑制を図る。

また、中期構想に示された構想内容を実現していくための経営的な裏付けとして、財政計画を明確にする必要があるため、第三次中期構想においては、病院改築など構想期間に予定されている事業及び平成29年4月に開設した福岡看護大学の推移を踏まえて資金収支・事業活動収支計画を策定している。

本学が継続的かつ健全な短大運営を行うためには、明確な学生募集対策と学納金計画を策定することが重要となる。歯科衛生学科は専門職としての社会的ニーズの高さや口腔介護、周術期の口腔保健管理など職域の拡大に対応した本学独自の歯科衛生士養成教育を先進的に推進しなければならない。今後も上記の先進的な養成教育を特徴とする本学のブランド力向上に積極的に努め、学生募集対策にもつなげる事を将来像の一つとしている。

一方、介護福祉士を養成する保健福祉学科は平成 21 年度より定員数の見直しを図ったが、定員割れの状態が続き令和 2 年度の学生募集を停止した。

福岡学園は自らの経営状態を定期的に把握し、必要な対応を講じることの重要性を認識しており、客観的な経営分析を実施している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体)」による客観的な経営環境分析では、「正常状態」を示す「A3」となっている。

本学の強みは、大きく下記の四点に集約される。

1）充実したキャンパス内の教育施設設備

福岡学園は、全国でも珍しくキャンパス内に医科歯科総合病院や介護保険施設があり、学生の実習・就職に活用できる優れた教育環境がある。歯科衛生学科では、7 ヶ月間、医科歯科総合病院の 11 の専門診療科と口腔医療センター、並びに介護保険施設で臨床・臨地実習が行え、充実した医療・介護スタッフや歯学部の臨床実習生と共に臨床実習を行うことができ、歯科医療の様々なあり方が共有できる環境にある。更に 2 年次における介護研修では本学の保健福祉学科教員も講義、実習を行い、介護保険施設実習で活用している。

また、本学の弱みであった小規模な歯科医院での総合的な歯科医療が行えない点については、令和元年度より「開業歯科医院臨床実習」を取り入れ、幅広い歯科教育を行えるようにしている。

2）専門職養成のための教育内容

歯科衛生学科では、福岡歯科大学の口腔歯学部から兼任講師による講義やキャンパス内の施設を活用する実習により、質の高い教育を教授している。特に口腔介護の分

野では教育・研究の場であるキャンパス内外の介護保険施設を利用して実習ができる卓越した教育を行い、本学独自の認定資格制度「口腔介護推進歯科衛生士」も付与することにしている。保健福祉学科では「医療的ケア」教育（喀痰吸引・経管栄養の管理）を他の養成校に先がけて行っており、また本学の特徴である口腔ケアの技術に優れた介護福祉士を養成するために、専門発展科目としての口腔ケア教育を実践している。また、本学独自の認定資格制度「口腔ケア支援介護福祉士」を導入した。専攻科は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）により日本で初めて「口腔保健衛生学」の専攻科に認定されている。また、本学独自の認定資格制度（口腔機能向上歯科衛生士）も付与している。

3）学年担任制と助言教員制度による本学独自の教育指導体制

本学では「助言教員制度」を導入しており、学生一人ひとりに対するきめ細かな生活指導を行っている。助言教員制度は 1 人の教員につき 5～8 名の学生を担当している。全教員は設定したオフィスアワーを各助言班の学生に周知し、学習全般から生活相談等の助言・指導を個別に行う細やかな対応を行っている。また、「学年担任制度」を導入しており各年次に 2～3 名の教員を学年担任として配置している。策定した学年暦とロードマップに合わせ、学生や助言教員に対して教育・指導を行う制度を導入している。学生と助言教員に対して責任を持って指導する体制を整え、学生支援体制は整っている。

4）就職率の高さ

本学は国家資格の取得を目指し、就職に活かせる学科であるため就職率が高く、歯科衛生学科の求人倍率は約 10～20 倍、保健福祉学科は約 100 倍以上であり、就職希望者は全員就職している。さらに歯科衛生学科では令和元年度より学内に外部の歯科医院等の就職先を招き、本学独自の就職ガイダンスを行うなど、学生の就職には手厚い支援を行っている。

本学の弱みに関しては、福岡県内に歯科衛生士養成施設が本学以外に 7 校あり、学生募集では競合しており、歯科衛生学科では平成 28 年度より入学定員充足率が 100%を割っている。今後さらに上記の 4 つの強みを活かした教育内容の差別化を図り、県内外の優秀な学生の確保に力を入れる必要がある。また、施設が老朽化している印象があることも否定できず、地下鉄からの通学路から認識できる大学看板を北側に設置し、印象を改善した。

歯科衛生学科の強み・弱みに基づく客観的な経営環境分析について、SWOT 分析を実施した。実習施設の充実や指導スタッフの充実など内部環境の強みは持っているが、歯科衛生士の仕事についてまだ知られていないという広報面の弱みも指摘され、それを改善するためこれまでには行ってこなかった SNS での情報発信を開始した。

歯科衛生学科の学納金については平成 15 年度に 2 年制から 3 年制に移行した際に新たな学納金を定めた。学納金は現在まで据え置かれている。

教員の人事計画は、短期大学設置基準、歯科衛生士学校養成所指定規則および社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に基づき行っている。歯科衛生学科においては、福岡歯科大学から優秀な歯科医師と歯科衛生士を教員として募集している。また、保健福祉学科については本学園の医科歯科総合病院や公募を通じて、それぞれの教育分野の優秀な人材を

確保している。また教員については、任期制としており、助教は 3 年（1 回限り再任可)、教授・准教授・講師は 5 年毎（再任可）に資質能力を評価し、教員の質の向上を目指している。

外部資金の獲得には他の短大の模範的な取り組みを先駆的に実施すること、研究推進と 質の向上を図る、継続的な研究活動の維持、行政・企業等のニーズに対応する教育研究活動が確立できていることが必要である。平成 29 年度に文部科学省の助成事業である私立大学研究ブランディング事業に本学の提案が認められ、この事業を契機に若手教員はもちろん、教員全般についても研究活動の一層の活性化を図り、その成果を科学研究費獲得につなげている。教育研究の活性化および財政の健全化のため、短大も全学をあげて積極的に研究を推進している。

寄付金の募集については、「特定公益増進法人」、「税額控除対象法人」及び「受配者指定寄付金制度」を活用し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えており、教育及び研究活動振興に対する寄付金の積極的な増収を図っている（備付-99)。

過去 3 年間の人件費比率（表 5）は学園全体では大学法人の全国平均 49.0%を上回っている。なお、令和元年度の比率が高くなっている要因は、退職給与引当金の計算方法の変更に伴い、退職給与引当金繰入額が増加したためである。また、本学の人件費比率が令和元年度高くなっている要因は、人件費はほぼ横ばいであるものの、在籍学生数の減による学生納付金及び経常費等補助金の減少に伴い、経常収入が減少したためである。

表 5　人件費率の内訳　（単位：%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	全国平均 （平成 30 年度）
学園全体	57.5	58.4	62.4	大学法人：49.0
短大全体	66.5	58.6	76.4	短大法人：61.9

本学の施設設備費は、前述のように学生の学習意欲向上や教育の質の向上に必要と考えられる施設設備に対して支出され、学習成果の獲得につながっている。さらに福岡歯科大学との共用部分があるため定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

学内に対する経営情報の公開は、ホームページや学園広報紙（ニューソフィア）を通じて学生や一般にも公開を行っている（備付-102)。また、本学では入学者確保を目的として毎月 1 回、理事長、常務理事、事務局長、短大事務課長と本学全教員が参加する短大運営会議を開くことにより、学園の財務状況や経営情報についても会議の中で教職員の理解が深まり、危機意識の共有が図られている。

〈テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題〉

本学の過去 3 年度（平成 29 年度～令和元年度）の入学定員充足率は 100%を満たしておらず、令和 2 年度においても、歯科衛生学科の入学者数は 47 名で入学定員充足

率は 58.8%となっている。本学が独立した運営を可能とする財政を維持するためには、入学定員の充足が喫緊の課題であり、他養成校との差別化(専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員、充実した教育環境等、文科省助成事業の紹介)を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。

また、「口腔介護スキルアップ講座」等、リカレント教育や外部を対象として行なわれる講習会などの事業収入を確保すること、文部科学省の教育プログラムへの応募や科学研究費補助金の獲得件数の向上により、外部資金の増加に向けた取り組みも重要な課題である。

〈テーマ　基準Ⅲ-D財的資源の特記事項〉

特になし

〈基準Ⅲ　教育資源と財的資源の改善状況・改善計画〉

(a)前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

学習成果向上のため医科歯科総合病院並びに介護保険施設の実習指導者との連携を深め、専攻科においては学位授与機構の新審査方式の適用認定を受ける。専任教員は上の学位、認定医、指導医、「専任教員認定歯科衛生士」の歯科衛生士全員取得を目指す。また、教員の研究の活性化、特に若手教員の科学研究費補助金獲得に向けて教授等ベテラン教員の指導の強化を行う。事務課職員は SD 活動報告を行い、教員との連携と資質向上を図る。教職員の業績評価を人事考課に反映させる。

学生の部活動などに配慮した環境整備や駐輪場の拡充などを行う。また、IC カードの活用を検討する。

パソコン教室の利便性を高め、また、学生の学習成果を向上させるためのシステムの検討を行う。

保健福祉学科においては、社会人学生の確保、介護福祉士等修学資金の継続と拡充の嘆願を行い、授業料の減免制度等についても検討を行う。また、事業収入の増加の方策や科学研究費の獲得、文部科学省の教育プログラムの獲得に向けた方策を検討する。

歯科衛生学科の専攻科が、平成 27 年度に「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」により審査を実施できる特例適用専攻科として適用認定され、審査方式の体制を整えて学習成果の向上を図った。また、平成 30 年度に講師 1 名が 1 つ上の学位である修士号を取得した。歯科衛生士専任教員においては「専任教員認定歯科衛生士」資格を全員取得することにより教育の質・レベルをあげていくことが課題であったが、現在、専任教員認定歯科衛生士の資格ではなく、1 つ上の学位の取得に向け

た取り組みを行っている。

事務課職員と教員との連携と資質向上については、短期大学が設置している委員会のほぼ全てに事務課長が構成員として参加し、専任教員との連携を密にし、教職協働のもとに学生支援に取り組んでいる。

学生の部活動などに配慮した環境整備や駐輪場の拡充は未だ課題となる項目であるが、IC カードの活用についてはバーコード付き学生証を導入し、情報図書館、情報図書館分室の利用を円滑に行なっている。

パソコン教室の利便性については、従来のデスクトップ型パソコンをノート型パソコンに変更し、パソコン教室以外でも使用できるパソコンを事務課に配置した他、インターネット環境を整えるとともに、平成 30 年度より Moodle を用いた e-learning 教材作成に取り組み、学生の学習成果を向上させるためのシステムを確立した。

保健福祉学科に関しては充足率の慢性的な低下に対して、学生納付金の引き下げ、学納金分納制度の拡充、授業料減免制度の導入など受験生の経済的負担を考慮した様々な取り組みを実施してきたが、期待した効果は現れず、止む無く令和 2 年度の新入生募集を停止した。

教員の研究の活性化、外部資金の獲得については、平成 29 年度に文部科学省の助成事業である私立大学研究ブランディング事業に本学の提案“口腔機能向上でイキイキ長寿社会の実現－話そう・食べよう・いつまでも-”が採択され、外部研究費を獲得した。同事業においては、本学全教員が、歯科学、口腔保健学、栄養学、社会福祉学の観点から研究を行い、公開講座や学会において成果発表を行った。

(b)今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源においては、専任教員の養成として、口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修の充実が必要と思われる。

研究の活性化については、教授を中心としたサポート体制を構築し、若手教員の研究活性を図るよう検討する。また、研究活動の活性を目的とした系統的な FD・SD 研修を計画し、教員の積極的参加を促し実施していく。

事務課職員と教員との連携をはかり学生への多面的な支援を迅速に行い、学習成果の向上を図らなければならない。そのためには短大事務職員の SD 活動を行った後、その成果の提供を行うとともに、事務職員の能力向上のため、教職員の研修に積極的に参加するよう努める。

人事考課システムを効果的に活用するとともに、業績評価を充実し、運営の活性化を図る。

環境整備については、構内に 3 ヶ所設置されている駐輪場が、建物入り口に近い 1 ヶ所に集中して利用されており、安全面、景観面から好ましくないため整備する必要がある。また、学生の部活動（短大のみの部）や放課後活動のコミュニティスペースが不足しているため、エントランス等活用できる場所を利用し、学生が快適となる環境作りが必要である。現在 1 階エントランスならびに学生ホールに設置されている大型モニターや電子掲示板を幅広く活用し、教員の ICT スキルの向上を図り学生に活用する場面を多く提供していくことが求められる。また、Moodle を用いた e-learning

教材については今後、蓄積できる教材をさらに作成し、学生の時間外学修の充実に繋げることが必要である。また、時間外学修に活用できる学生専用のタブレットが学生数に比べまだ不足している問題もある。e-learning 教材の拡充とともにタブレットやパソコンの購入支援等を含めた学生の ICT インフラの整備を行っていくことが課題である。

財的資源の改善課題としては、歯科衛生学科の入学定員を充足するとともに、収益源の多様化を図るため外部資金の獲得に向けた体制の整備を図る必要がある。専攻科に関しては、年々入学希望者が増えているが、歯科衛生学科は平成 28 年度より充足率が 100%を下回っている。オープンキャンパス参加者へのアンケート調査や在学生・教員の印象調査によると、短大施設の老朽化、交通アクセスを課題とする回答が多く、短大施設の改築等が魅力を高める効果を持つことは確かであり、福岡歯科大学の本館、医科歯科総合病院等の改修、改築等、学園全体のリノベーションスケジュールに従った計画的な改修対象に取り上げられている。学生確保は財政安定化の最重要課題であることから、今までの取り組みについて検証を行い、入試委員会を中心として効果的な学生募集活動を行っていく。

外部資金の獲得については、本学の事業である「口腔介護スキルアップ講座」は収支均衡の状態で運営されているが、今後、参加者を増加させ、収益事業となるよう努める。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

【提出資料】

7．ウェブサイト「情報公開・教育研究上の基礎的な情報」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/education.html

23.学校法人福岡学園寄附行為

【備付資料】

103．理事長の履歴書
104．学校法人実態調査（写し）
105．理事会議事録
106．学校法人福岡学園第三次中期構想（平成 29 年 4 月～令和 5 年 3 月）
107．平成 30.31 年度重点項目
108．ウェブサイト「福岡学園の中期構想」
http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/jigyou/kousou.html
109．福岡医療短期大学運営会議議事録
備付資料－規程集

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学

識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成 27 年から前任の理事長の後を継ぎ理事長職にあり、本学の建学の精神、教育の理念の内容を十分理解している。これまで、九州大学において教授、病院長、理事・副学長を歴任した経験、私立大学協会の常務理事としての経験等により、教学および法人経営について豊富な経験を有しており、学園の発展に大きく寄与している。

理事長は、建学の精神（使命・目的）達成に向け、理事長の主導によって策定した「福岡学園第三次中期構想」（備付-106）を実現するため、毎年 11 月の理事会・評議員会に年度ごとの「予算基本方針」を提案するとともに、3 月には「事業計画」、「予算」を確定している。また、その実績・進捗状況等を 5 月の理事会・評議員会で「事業報告書」として報告し、意見を求めている（備付-110）。毎年行われる理事長年頭挨拶の中で、当該年に重点的に実行すべき事項を重点項目として全教職員に周知し目標の実行を促している（備付-重点項目）。併せて理事長は、常務理事、事務局長とともに、毎月、本学の全教員が参加する短大運営会議に出席し、短期大学の円滑運営に向けた協議を行っている。また、教授、准教授、講師、課長等約 130 名で構成する朝食会を年 3 回開催し、理事長が直接、学園の現状・課題等について説明し、教職員の理解・協力を求めている。その他、本学の研究活性化への取り組みとして、半年ごとに教授を対象に理事長による面談を実施している。面談では、学科所属の教員の研究進捗状況および指導状況を確認することで、研究意識の向上を図っている。また、理事長、事務局長および全教職員が出席し、月 1 回開催される短大運営会議（備付-111, 備付-規程集 176）で必要な協議等を行っている。

理事長の職務は「寄附行為」第 11 条「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、理事長のみに代表権を付与している（提出-23）。学園の代表者である理事長は、学園全体の統括者として教学組織を含む学内諸機関の健全運営を基本的な役割としている。

本学では、監事の監査を受けた決算および事業の実績（収支決算書、貸借対照表および事業報告書等）を毎会計年度終了後の 5 月に、理事会に諮り、評議員会で意見を求めている。

「寄附行為」第 16 条第 2 項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」の規定（提出-23）により、理事会は本学園の最高意思決定機関として機能している。理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。迅速な意思決定をするため、原則 8 月を除き毎月開催するほか、必要な場合は臨時でも開催している。理事会では、寄附行為・学則の変更、予算・決算、教授・准教授の採用、規程の改廃等重要事項の全てを決定している。学園組織と教学組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会（備付-規程集 3）に提案・報告する全ての事項は、常任役員会（月 2 回開催）（備付-規程集 5）、学園

連絡協議会(月 1 回開催)（備付-規程集 6）で審議している。なお、理事長の意向により学園の意思決定を教職員全員に迅速に周知、徹底するため、理事会・評議員会の議事録は学内 LAN を利用した電子掲示板で開示している。

本学の第三者評価に関する事項については、管理運営、財務状況に関する報告は所管事務課を通して、理事にも報告されており、教育研究活動についても、常任役員会、学園連絡協議会、理事会への報告を逐一行うことで、学外理事の助言を得ることとしており、学外理事は第三者評価の役割を担っている。

本学の発展に欠かせない学内外の情報収集（本学、文部科学省、日本私立振興・共済事業団、他の短期大学等の情報）は、理事長・常務理事・歯科大学長・看護大学長・短大学長だけでなく、学園の長期計画の企画・立案等を担当する企画課や財政の中長期計画、財務分析を行う財務課が行い、長期財政推計等を作成している。このうち重要情報については、常任役員会、学園連絡協議会、理事会で報告するとともに、必要に応じて規程の制定や改正案等の対応案を事務局で作成し、常任役員会、学園連絡協議会の審議を経て理事会で決定している。

このように、理事会は教育の使命を果たすため、経営責任の視点に立って短大運営の重要事項を審議・決定しており、本学の運営に関する法的な責任があることを十分認識している。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価に係る情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて恒常的に、かつ継続的に学内外に公開している。殊に、財務情報は､平成 17 年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要(大科目レベル）を公開していたが、改正後は、閲覧者台帳を整備し、学園の利害関係者(在学生、保護者、教職員等）から請求があった場合、閲覧に供している。また、ホームページでは一般の人が本学園の財務状況の大まかな内容が分かるようにグラフや解説付きで公開している。「事業報告書」の中では、財務の概要として 5 年間の資金収支の状況、消費収支の状況、貸借対照表比較、財務比率の推移をグラフ等により掲載し、公開している。

理事会は、学校法人および短期大学運営に必要な組織・総務関係、人事・給与関係、財務関係、教学関係の諸規程を整備し、学内 LAN を利用して、教職員全員が自由に諸規程を閲覧し、遵守することができるようにしている。学校法人の運営および本学の運営に関わる規程の制定・改廃にあたっては、必ず理事会での議決を行っている。

理事の選任に関しては､「私立学校法」第 38 条および「寄附行為」第 6 条の規定（提出-23）に基づき必要の都度、適切に行っている。現理事会の選出条項ごとの構成は、福岡歯科大学長、福岡看護大学長、福岡医療短期大学長各 1 人（寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号該当)、評議員より 5 人（同第 2 号該当)、学識経験者より 5 人（同第 3 号該当）の計 13 人である。また、経歴ごとの構成は、大学等教育経験者 7 人、大学等管理経験者 1 人、行政経験者 1 人、学識経験者 3 人、県歯科医師会会長 1 人で、いずれの理事も識見が高くかつ判断力の優れた人物である。理事には、理事長のほか、歯科大学長、看護大学長、短大学長、事務局長が含まれており、建学の精神は十分理解されている。

学校教育法第 9 条（校長および教員の欠格事由）の規定は、「寄附行為」第 10 条第 2 項第 3 号（提出-23）に準用されている。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、短期大学の教育の使命を果たし経営責任の視点に立って学修成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は、年度初めに法人の各大学に勤務する教職員を一堂に会して年頭挨拶を行うと同時に当該年度の取り組むべき項目である重点項目（備付資料-107）について講話を行っている。また、三大学すべての教授と理事長面談を実施し、教育研究等に関し、話をする時間を設け、適切な助言を行っている。

理事長は、新病院、記念講堂の建設計画や財政面での改善策を立案する等、学園の発展が持続するよう常に尽力している。

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

【提出資料】

なし

【備付資料】

82. 教員個人調書［様式 18］
83. 教育研究業績書［様式 19］
110. 教授会議事録
111. 各種委員会議事録
備付資料-規程集 148. 4-001 福岡医療短期大学学則
備付資料-規程集 149. 4-002 福岡医療短期大学学則第 42 条 1 項第 3 号に規定する「教育研究に関する必要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして短大学長が定めるもの」について（短大学長裁定）
備付資料-規程集 160. 4-013 福岡医療短期大学学生懲戒手続規則
備付資料-規程集 171. 4-030 福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則
備付資料-規程集 175. 4-040 福岡医療短期大学教授会運営規則
備付資料-規程集 182. 4-061 福岡医療短期大学改革委員会規則

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
① 教授会を審議機関として適切に運営している。
② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
⑤ 教授会の議事録を整備している。
⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、平成 6 年に福岡歯科大学歯学部歯学科教授に就任以来、学生教育に深く関与し、学生部長を経て平成 20 年 2 月には福岡歯科大学長に就任し、以後、平成 26 年 1 月まで二期学長を務めた。その後、学校法人福岡学園の常務理事を経て平成 29 年 4 月に福岡医療短期大学長に就任した。短大学長就任後は、それまでの経験を活かし、教授会、各種委員会において教学運営に関する多様な提案を行い、審議を求めるなど教職員を総督し、学修成果を獲得するために教育改革を推進し、FD・ SD 活動も活性化させる等、常に教職員や学生の動向等に目を向け、建学の精神に基づき、教育研修を推進し、本学の向上・充実に向けて努力している。

学長は、「福岡医療短期大学学長等の選任等に関する規則」（備付-規程集 171）により、人格高潔で学識にすぐれ、高等教育行政に関し識見を有する者として認められ、理事長が福岡歯科大学長と協議したのち理事会の議を経て選出され、学則第 12 条の 2（備付-規程集 148）に規定された職務を遂行している。

学生の懲戒手続きは学則第 33 条（備付-規程集 148）及び「福岡医療短期大学学生懲戒手続規則」（備付-規程集 160）に定めている。

学長は、就任以来、学則第 41、42 条（備付-規程集 148）に則って本学の重要事項を審議する機関として教授会を位置づけ、その議長となり、審議の結果を勘案し、議長が承認する形式をとっている。教授会の議事録は、短大事務課において作成し、議事録署名人として 2 名の教員が内容を確認後、構成員による再確認後、教授会にて確認済の報告後、議長及び議事録署名人 2 名が署名後、事務課において保管している（備付-112)。

学長は、建学の精神、教育の理念、三つの方針（入学者受入れ方針、教育課程・実施の方針、学位授与の方針）を教職員と共有し、その実現のための様々な取り組みについてリーダーシップを発揮し実践している。また、福岡学園の評議員、理事でもあるため、評議員会、理事会に出席して本学の状況説明を行い、また、教職員に対し教授会や各種委員会を通して、学園の中期構想や年度毎の事業計画方針等の情報を適切に周知させている。

教授会の下には、学務・FD 委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会、教育支援・教学 IR 委員会、国際交流推進委員会、情報図書委員会、公開講座委員会、就業力支援委員会の各委員会を委員会規則に基づいて設置し、学長はその殆どの委員会の委員長であり、適切に委員会が運営されるよう努めている（備付-111)。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

前回の認証評価時に課題としていた保健福祉学科の学生確保については、就学資金の手当として各種の奨学金や学生納付金減免制度等及び長期履修制度の導入等、定員充足に努めたが、その後も入学定員充足率が 5 割にも満たない状況が続いたため、福岡医療短期大学改革委員会（備付-規程集 182）において審議を重ねた後、平成 31 年の 3 月に保健福祉学科の学生募集停止を理事会により決定した。今後は令和 3 年 3 月の学科廃止に向けて、必要な手続き、在学生卒業までの教育の質の確保に配慮する必要がある。また、近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

喫緊の課題である歯科衛生学科定員充足に向けて、本学の弱みであるホームページの更新について、平成 29 年度にホームページ担当部署を情報図書委員会とすることを決定し、情報図書委員を対象に技術指導のための FD・SD を実施し、改善に努めた。

学修成果の質的・量的データを収集・分析し、学修成果の可視化に基づく教育機能の向上のための自己点検・評価の推進を図った。

就任以来、学務・FD 委員会のもとにシラバス改善作業部会、基礎実習検討作業部会、FD・SD 年間計画立案作業部会を設置し、カリキュラム改善、学外研修施設での臨床実習、実習の評価法の改善、体系的な FD・SD 活動による教育研究力・管理運営能力等の改善に取り組んだ。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

【提出資料】

なし

【備付資料】

25. ウェブサイト「情報公開・自己点検・評価/認証評価」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/JACA.html

102. ウェブサイト「情報公開・財務情報/事業計画・報告」
http://www.fdcnet.ac.jp/jcol/release/finance.html

106. 第三次中期構想（平成 29 年 4 月～令和 5 年 3 月）

112. 監事の監査状況

113. 評議委員会議事録

114. ウェブサイト「広報誌 New Sophia」
http://www.fdcnet.ac.jp/fdc/sophia/index.htm

備付資料-規程集 1. 1-001 学校法人福岡学園寄附行為

備付資料-規程集 125. 1-420 学校法人福岡学園監事監査規則

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

(2)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

(3)　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事による監査は、2 名の監事により行われる。1 名の監事は週 1 日及び適宜（概ね週 1.5 日）出勤し、学園の業務執行状況および財産の状況など全般にわたって監査を行っている。また、公認会計士と監事は、年に数回監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。

監事は、評議員会（定例：年 3 回）および理事会（定例：8 月を除く毎月）に毎回出席して学園の運営全般に関する情報および理事会の意思の把握に努めており、11 月と 5 月の年 2 回監事会を開催し、その後監査報告会において、監査結果を理事長以下常勤役員と大学長、短大学長に報告のうえ意見を述べている（備付-112)。このほか監事は、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に参加するなど、私学行政の現状と課題および最新の監査事情等の把握に努めている。

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学園の業務全般および財産の状況について監査を行い、監査結果を「監査報告書」として毎会計年度終了後、5 月末までに開催される理事会および評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第 20 条および 24 条（備付-規程集 1）により選任された評議員 28 人で構成している。内訳は、法人理事長 1 人、大学長、看護大学長、短大学長および医科歯科総合病院長の 4 人、法人職員のうちから 4 人、学識経験者および法人の設置する学校を卒業した者 19 人である。なお、理事の定数は 9 人以上 16 人以内で現在 13 人である。私立学校法第 42 条（評議員会）の規定は、「寄附行為」第 24 条（備付-規程集 1）に準用し、定例会議としては年 3 回開催している（備付-113)。諮問事項として評議員の意見を聞かなければならない案件が発生した場合は、臨時の評議員会も開催している。なお、評議員の評議員会への出席率は、平成 30・令和元年度実出席率平均 86.8%である。 定例のうち、5 月には前年度の事業報告や前年度決算説明、大学・短期大学の入学状況、進学状況等が、11 月には補正予算、次年度予算の基本方針等が、3 月には次年度の事業計画、予算等について説明がなされ、評議員の意見を聞いている。

評議員会では、理事会において決定した案件の報告や、上記諮問事項以外の重要案件についても意見を聞いている。その他、学園広報誌の送付、入学式や卒業式の案内や 5 月の評議員会終了後には教職員との懇談を目的とする「ガーデン研修会」を開催しており、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。 以上のとおり法人の評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営している。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

情報公開に関しては、学校教育法施行規則の規程に基づき教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価にかかる情報を常時ホームページで公開するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて学内外に公開している（備付-25,102,114)。

財務情報に関しては、平成 17 年の私立学校法改正前から、学園広報誌およびホームページで、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに財産目録の概要（大科目レベル）を公開していたが、改正後は、閲覧者台帳を整備し、学園の利害関

係者(在学生、保護者、教職員等）から請求があった場合、閲覧に供している。また、ホームページでは一般の方にもわかり易くするため、グラフや解説付きで公開している。「事業報告書」の中では、財務の概要として資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財務比率の過去5年間の推移を一覧表およびグラフにより掲載し、公開している。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

特になし

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

口腔医学教育の一環として、福岡歯科大学、平成29年4月開学の福岡看護大学、医科歯科総合病院、口腔医療センター、キャンパス内の2つの介護保険施設など、すべての施設と協力して口腔保健・口腔介護教育を充実させている。

人事考課制度、教員の任期制により、大学運営の柔軟で多様な人事制度を構築して、活性化を図っている。

本学園の中・長期的方針を定めた「福岡学園第三次中期構想」の中で、「財政基盤の強化」を掲げ、具体的な目標を次の①～④と設定しており、財務運営のシステムは有効に機能している

①本学園が継続的に発展し、社会からの要請に的確に応えるため、第三次中期構想を踏まえた財務計画を策定する。②学生納付金を安定的に確保するとともに、外部資金（補助金・寄付金等）の獲得および保有資産の運用による増収に努める。③医科歯科総合病院、口腔医療センター、介護老人保健施設は収支改善に努め、早期に独立採算による安定した運営を目指す。④効率的予算執行と業務合理化により経費の抑制を図る。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価における行動計画は次のとおりである。

本学の自己点検･評価は､平成 9 年に学則第 4 条に基づき適用された自己点検･評価に関する規則に則って組織された自己点検･評価委員会が中心になって行い､翌年度から自己点検･評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科･保健福祉学科の現状と課題」を 3~4 年毎に発行し､学内外に公開して説明責任を果たしてきた｡併せて､福岡学園では平成 12 年の「福岡歯科学園の新世紀に向けての将来構想」､平成 16 年の「福岡歯科学園中期構想」に続き､平成 23 年に「福岡学園第二次中期構想」を策定した｡「国民医療福祉向上のため､真に実効のある教育を行い､高度の専門的能力と豊かな人間性､厳しい職業倫理観を備えた歯科医師､歯科衛生士と介護福祉士の育成を通じて社会に貢献するとともに､口腔医学を創

設して特色ある教育研究の実践および医歯学の進展に寄与する」という学園の基本方針のもと、福岡学園における教育、研究、学生支援に係る平成 29 年での到達目標を明示し、福岡学園は、その実現に向け教職員一丸となって取り組んでいる。この将来構想・中期構想の策定によって、福岡学園の教育、研究、医療福祉活動は、理念や基本方針が明確に関連したものになり、本学の自己点検・評価は質的に大きく改善され、なお推進していかなければならない。

平成 9 年に組織された学長を委員長とする自己点検・評価委員会を中心に全教員が各基準を分担し、自己点検・評価報告書「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」を定期的に作成しており、完成時は、理事会まで報告するとともに、ホームページに掲載し、学内外に公開している。さらに、2017 年度は「福岡医療短期大学の現状と課題　改善報告書」を作成し、課題の改善点についても報告を行った。また、学園の第三次中期構想（平成 29 年 4 月～令和 5 年 3 月）及び理事長が年度ごとに策定する重点項目に基づき、各年度の事業計画を作成し、その実現に向け教職員一丸となって取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長のリーダーシップの課題として、「学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、短期大学の教育の使命を果たし経営責任の視点に立って学修成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指しているが、短期大学を取り巻く環境が徐々に厳しくなっていく中で、法人全体の管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。」とした。この件については、今後も短大の運営等について協議するために月１回開催している福岡医療短期大学運営会議に委員長として出席し、短大の現状をタイムリーに把握し、適切な助言を行っていく。

学長のリーダーシップの課題として、「保健福祉学科の令和 3 年 3 月の学科廃止に向けて、必要な手続き、在学生卒業までの教育の質の確保に配慮する必要がある。また、近年、歯科衛生学科においても入学定員未充足の状況が続いているため早急に学生募集活動をより活性化し、定員確保に努める必要がある。また、教育指導体制の検討・改善に必要となる教員の資質の向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備することが必要である。」とした。この件については、令和 2 年 4 月に新学長が就任したため、前学長より引継いだ課題を両学科の学科長を中心に、全教職員と協力し改善に努めていくことが必要である。